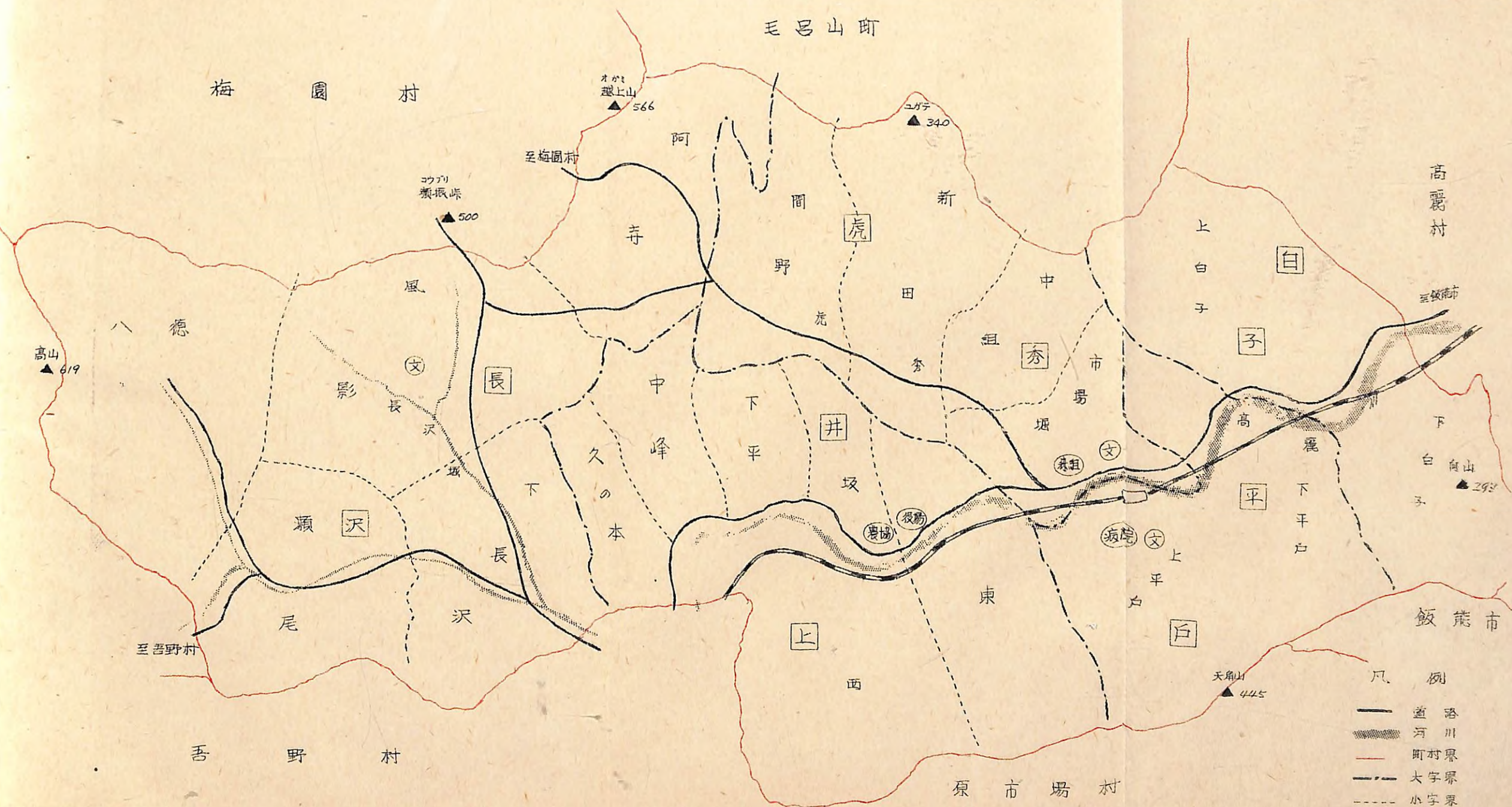


經 営	3 8
經 済	5

山村經濟機構の研究(Ⅱ)

農林省林業試験場経営部

東 吾 野 村 略 図



私有林業の基本問題

目 次

一、 ま え が き	1
二、 都 路 村 の 実 態	3
三、 今 須 林 業 の 実 態	16
四、 林 木 資 本 の 合 理 的 構 成	25
五、 協 同 組 織	33
六、 お そ ぎ	44

一. ま え が き

林業経営の問題を考える場合に経営の主体は何かということ、経営の目標を何におくかということ、の二点が先づ考えられなければならない。

そこで始めて経営をより良い状態にすること、つまり、経営の改善なり一歩前進をしてゆくためにはどうすれば良いか又それに必要なもの、足がかりを何に求めるべきかの問題が出てくる。

私はここで私有林業の経営について経営主体のもっている諸種の条件を考えながら林木資本の合理的構成と協同組織の二問題を基本問題としてとりあげて見たいと思います。

御承知の通り改正森林法が昭和26年に公布になりまして林業政策に対する考え方に劃期的な変化が起りました。

森林計画は国土保安と森林生産力の保護増進をはかるという二つの観点から即ち国民経済的な見地に立つて、国が責任をもつてつくるということ、森林組合は森林所有者の経済的社会的位置の向上を目指して、民主的な協同組織を確立する

という眞に劃期的なしかも明確な林政上の支柱が打ち立てられたのであります。

従って従来のものである森林組合施策案は再検討を要すること、一応棚上げの形となつたのでいわば空白状態であります。

従来林業は林業だけの部門で同別的林業経営担当者のもっている経済的基盤というものから遊離して例えば農家経済というものから孤立した立場で、立案された傾があつた点は反省を要することだと思ひます。

すなわち同一の立地条件にある森林でもその取扱は社会的経済的條件がちがえば異なってくることは勿論その同々の経営主体の条件如何で当然變つてこなければならぬであります。

この意味で林業経営主体の実態はどうであるかについて福島県都路村のS部落の実態調査を中心に展開したいと思います。

二、都路村の実態

都路村は福島県田村郡の東部を占めており阿武隈山脈の一部を形成している丘陵地帯でありまして、村界には鎌倉山、松山、五十人山というような1000米に近い山々によつて囲まれていますが全体としては600米前後のゆるやかな傾斜地であります。

位置からいいますと常磐線大野駅から西へ七里位、普通には磐越本線の船引駅から同距離で丁度両駅を結ぶ直線の中央にあたつております。村の最中を西から東へ流れているのが古道川で村界で高瀬川に合流しております。

国有林の管轄からいいますと東京営林局管内の郡山営林署の三春営区の一部に属しております。古道川に沿うて亦これに合流する谷筋に部落が散在しており、この川に平行に走っている都路街道が外部への唯一の交通路で船引から大野まで一日三回、バスがこの上をお客を運ぶといった交通には恵まれない東北の代表的な山村といつていいかと思ひます。

耕地も不足し、気候的にも作物の生育条件の悪いところで、食糧自給にこと欠くのでありますが、昔は三春駒として有名な馬産地として栄えたのですが、養蚕、木炭の生産がとってかわって主要な生業となっております。

村の中央を通ずる都路街道に沿うた、村役場に一里弱という部落ですが——この実態調査を通じて林業の担い手という立場から部落民の実態、林業というものの成立の条件を述べて見たいと思います。

S部落は、山林570町、田ノノ町、畑8町4反で耕地の比率は極めて低いのですが、戸数28戸から成っていて、部落民を森林所有規模から4区分して、農業林業その他の部門について考察致しますと先うオーに農耕地との関係がありますが、オ一表に示しました通り、山林面積ではA層に於て全体の民有林面積の中のクノ%を占めており所有規模の小さくなるに従って戸数が増えますが反対に総面積は減少し、一戸当りにについても同様のことがいえます。耕地についても田は平均一戸当りA戸では2.2反、B戸で8.5反、C戸では5.7反と減少して畑は同じくA戸で2.0反、

B戸で5.8反、C戸では5.2反となっております。

山林所有の大きいもの程耕地の経営規模が大きい、田畑の各々についてもそういえるわけでありまして耕地の所有と経営が大体一致しているこの部落では農地持は山持という一般通念を裏書しているものといえます。ことにこの寒村部落の発展の過程を辿って見ると常に水田経営によって農家経営が左右され、更に部落における経営関係を左右し引いては山林所有をも規定することになるのではないかと思います。

オ二表で、米の生産量をとって見ますと、耕作農家一戸当りについてA戸で20石8斗、B戸で19石8斗、C戸で9石4斗、D戸で5石2斗、ということになり、平均10石に対して、最上戸と最下戸との開きが大きいのであります。

従って供出農家数の占める割合も階戸別に此関係が表われて来るのは当然で食糧の自家保有の可能性のみならず、貨幣収入の多少、有金にも関係して来るわけであります。

即ち、A戸では1万1709円、B戸では5,204円、

オ / 表 農 地

山林所有 規 模		戸数	山林 面 積		耕	
					田	
10町以上	A	3	109町19	71%	29反7	23%
10 - 5町	B	4	25.00	16	34.0	26
5 - 1町	C	6	19.20	13	34.1	26
1町以下	D	15	1.03		33.0	25
計		28	155.02	100	130.8	100

総平均 2.062 坪の現金収入が全戸数 28 戸の内、供出農家 7 戸にあたえられるのであります。

次に養蚕についてはどうかと見ますと、ここに都路村の発展を分析しますと大正 9 年以前は微々たるもので昭和 2 年には最盛期を迎え、戦争突入となって、減少して食糧増産への切替が行われたか戦後亦繭高の傾向に押されて増加の情勢にあります。S 部落でも養蚕が現金収入にあたる比重が大きく一時は全戸飼育されていたが戦争中減少して総戸数 28 戸中 16 戸が飼育し半数以上を占め家族労

オ 表 面 積

地 面 積				耕作農家一戸当り平均面積			
畑		計		山 林	耕 地		
					田	畑	計
27反2	21%	56反9	22%	36町60	2.9	2.0	18.9
23.0	18	57.0	22	6.25	8.5	5.8	14.3
30.9	24	65.0	25	3.20	5.7	5.2	10.9
48.2	37	81.2	31	0.07	2.2	3.3	5.5 (5.45)
129.3	100	260.1	100	103.36	8.7	8.6	17.30

オ 表 米 穀 生 産

山林所有 規 模	所 属 戸 数	供 出 農 家 数	耕作農家当り平均		
			生産量	生産額	供出金額
A	3	2	20.8	176.073	1.709
B	4	3	14.8	124.603	5.204
C	6	2	9.4	79.544	5.204
D	15	0	5.2	44.252	0
計	28	7	10.0	84.626	2.062

例の燃焼の場として利用されて来たのであります。

飼育戸数は各戸を通じて一般的に行われていることはオ三表の通りであります。が、至営規模を見るとやはりA、B戸が大きく、C、D戸になるにつれて桑園、収穫量、金額が低下してゆきます。

オ三表 養

規模	所属戸数	桑園面積	収穫量	金額
A	3	9.0 ^反	113 ^ヤ	145,600 ^円
B	4	9.0	122	170,100
C	6	10.0	191	246,500
D	5	13.6	130	173,100
計	28	41.6	556	735,300

上戸程有利な至営部門への切替が比較的簡単に行われる結果と思います。従つて以上の事実をもつと正確に表現すれば、ここでは農地至営面積の広狭が農業至営の規模を規

養蚕が現金収入源としてこういう山村には最も適当な至営であることはさきに述べましたが、大山林所有者にとっては南高という至営変動に直ちに順応してゆける経済力（資金と至営設備）を持ち合せていることが山林所有と農業至営規模の相関関係からいえるのではないかと思います。

蚕 至 営

飼育戸数	飼育農家一戸当り平均		
	桑園面積	収穫量	金額
2	4.5 ^反	56 ^ヤ 5	72,800
3	3.0	40.6	56,700
5	2.0	38.2	49,300
6	2.1	21.6	28,850
16	2.5	34.7	45,340

定して農家至営を支配し、その結果が山林所有の集中、分散を左右していることが此部落の特徴を端的に示すものといえましょう。

この部落の一農民が「水田の集中獲得をめぐって農家生活の消長が繰返される」と語っていることは、この部落の歴史を物語っていると思います。

以上水田経営と養蚕経営の主要な部門を述べましたがその他の商品農業としては大したものではなく、麦、豆類、甘藷、里芋、野菜類等のごく小部分は商品化されますが大部分は自給作物として家計に繰入れられています。才四表の通りです。

以上この部落の特長としては山林所有規模は農業経営の規模と非常に密接な関係があります。

才四表 その他の農業作物収入

山林所有規模	所属戸数	総金額	農家一戸当り平均
A	3	77,440 円	25,813 円
B	4	106,660	26,665
C	6	90,410	15,068
D	15	165,030	11,002
計	28	439,540	15,626

次に農家生活における林業部門の分析ではありますが先にも述べた通り、所有形態から云うと、私有林の外に国有林が560町あり、ナラ、クヌギ、雑の新炭林が主要な林相を構成しております。

製炭事業は、国有林からの新炭原木の供給に対する期待は大きく、毎年慣行による地元特売をうけております。この場合部落農民をもって構成する水炭組合——便宜的な立木松下団体——が一括払下げを受けて参加農家の戸数に応じて山割が行われ入札によって夫々原木を入手するのであります。

この部落での製炭従事者は総戸数の中、15戸で、この中俸給生活者、その他の従事の出来ない戸数9戸を考慮すると79%のものが従事していることになり、非常に巾の広い冬季仕事がなくともあましている農家の恰好な副業になっている。この中でも国有林に資材を求めているものが大部分であつて私有林に於て自ら製炭するもの及雇傭労力によるものは6戸に過ぎない。

さて、林業所得（用材生産がない）を次の3つに分類し

てみると、

(1) 原木収入……原木販売代又は自家製炭の場合は、木炭販

売額より生産費を差引いた原木代

(2) 製炭事業所得……自己又は他人所有（国有を含む）森林

での製炭事業所得

(3) 製炭賃労所得

オ 5 表 林 業 生 産

山林所有 規 模	所属戸数	製炭戸数	製 炭 量		
			自己有林	他人有林	国有林
A	3	3	(2,000) 900		100
B	4	3	(300) 130		(60) 220
C	6	5	200	250	430
D	15	4		330	560
計	28	15	(2,300) 1,230	580	(60) 4310

いて採草地として利用しているものは少く、全戸数中の二戸であり、むしろ自家燃料源として、そだ、まきの給源と

オ五表のように、A戸では原木収入の比重が大きく80%を占め、B戸では60%となっている、製炭賃労所得はないから製炭事業所得の割合は小所有者程多くなるわけがあります。

次に林野の至営形態であります、先づその利用状況から申しますと畦畔にめぐまれている此部落では、林野にお

(製 炭) 反 仕 所 得

計	粗 収 入	所 得		
		原 本 材	製炭所得	計
(2,000) 1,000	678,400	352,400	99,000	451,400
(300) 350	161,200	53,500	40,500	94,000
880	194,000	24,000	108,300	132,300
890	231,500		133,400	133,400
(2,300) 3,120	1,265,106	429,900	381,200	811,100

して利用している場合が可成り多い。製炭の場合のウラキを拾って持帰るか、農作物のからを利用することによって

自家用燃料の補充にあてゐるのは勿論である。従つて村地などの程度に使用しているかは各農家の事情によつて異なるがその残りが自己所有の新炭山として至営されることになるのであります。これらの新炭林は戦時中の濫伐によつて著しく原木が涸渇していて、現在幼令林化して伐期に達する迄には程遠い林分が多いといわれています。従つて伐期収入は著しくかたよつた事情にあります。

以上都路村のB部落の実態の大略を申しましたが、ここで、その要約を述べますと、

- (1)、部落民の農家至済の上で、農業至営規模と林業とは密接な関係がある。
- (2) しかも山林所有規模に対して、農地、従つて耕種、養蚕の至営規模は比例関係にある。
- (3) 貨幣収入としては養蚕と製炭業が大きな割合を占めてくる。
- (4)、林業収入に対する農家至済の依存度は冬季における製炭所得に負うところが大きく、A戸では製炭原木収入が大部分を占め、B、C戸にゆくに従つて減少して製炭事

業所得がふえてくる。

- (5)、林野の利用は自家用燃料としてのソダ、マキを採取する外、薪炭林として至営されているが、A戸が過去3ヶ年、自己有林に於て継続的に企業製炭を行つた外所有林の伐採を行つていない。
- (6) 育林部門に対する投資は、A戸における一農家がクヌギの改植を行つた外全無行われていない。林業は掠奪的な方法で行われている。
- (7)、従つて林業所得の中、製炭事業所得は国有林原木の供給もあつて毎年の家計に収入をあたえているが、原木収入はAB戸の一部に限られている。
- (8) 部落民の至済的向上に対する希望図は養蚕、煙草栽培等の商業的農業又は製炭事業等の加工部門の所得の増大にあつて育林部門への関心がうすい。

三 今須林業の実態

も一つの例として、岐阜県の今須村の林業の実態について申し上げますと、これは林野庁の「林業実態調査報告書」と岐阜県山林事ム局編纂の「採伐林業の概況」を中心として、私の見聞を加えながら関係のある問題点だけを拾って見たいと思います。

オ 表 所有階層別森林所

区 分 \ 規 模	5反未満	5反-1町	1町-5町
所 有 者 数(人)	82	165	147
面 積(町)	33	132	592
全面積に対する比率(%)	2	7	33

山林の所有状況を見ますと、オ表のように、一町未満の所有者が247人、165町歩であり、5町未満の所有者が全体の85%を占めており、この外に明治25年割山した村有林が大体各戸一戸当3反歩あって、山林所有者で

今須村は東海道線の関ヶ原から西へ六軒で、滋賀県との縣境にあつて、車窓からも望見できますが、鉄道開通以前は仲仙道の宿駅として繁栄した時代もあつたわけです。山林は伊吹山脈の一部を形成して、台帳では約1,000町歩になっていますが実測面積は2,000町歩、水田120町歩、畑16町歩で、戸数は400戸余り、農業と林業の村であります。

有 者 数 反 歩 面 積

5-10町	10-20町	20町以上	計
28	28	14	462
224	416	387	1,784
13	23	22	100

なくとも林業経営をやっている。林産物としては昭和26年の調査では、素材16,000石、薪12万束、木炭2,500俵、杉皮24,000坪、蔴丸1,000石その他、松茸、竹材、桧縄、が少々というところである。

表 自作別聖営規模農家戸数

(昭和26年度現在)

区 分	目 作	自作小	自作小	自作小	計
1反未満	35	30	22	24	111
1-3反	44	16	13	18	91
3-5反	58	30	31	11	130
5-1町	16	6	-	8	30
1町以上	-	-	-	-	-
計	153	82	66	61	362

農業は聖営面積が一般に小さく、一戸当4反歩、一町歩以上の聖営者は皆無で、5反未満が92%となっています。

従って農産物の収穫量は、米2,300石、麦240石、その外甘藷馬鈴薯6,000貫程度で、大体飯米農家が大部分であつて、これのみでは家計が立たない。補充的意味で林業が行われている。貨幣収入の道は何かにつけて林業に頼つてゐる。この外に何等の副業をもたないというのが、この村の大きな特異性であります。

この村で木材生産が何時頃から行われてきたか、又採伐林業が何を契機として生れて来たか、旧仲仙道の宿駅として大垣、彦根、長浜等の消費都市を近くに控えて、木材生産の歴史は古いと考えられますがこれを考証する端緒が掴まえない。古老の話では、明治以前から間伐と称して現在の採伐聖営が行われていたそうであります。

「今須村採伐林業の概観」によれば、「採伐の淵源は恐らく数百年前に発し、爾来自然に発展し村民は子々孫々これを継承し、現在に至つたようであるが、就中明治18年廃藩置県に伴う行政改革のため、山林の伐採を余儀なくした岐阜今須川の大出水を招来し、流域内の耕地を埋没或は流失、護岸を決壊する等その被害は意外に大きく、採伐作業の踏襲に一層の拍車をかけ、村民の同作業を支持する気持は治水上の必要性からも更に一段と強固になつたのである」と述べています。

さてこの村の採伐林業というのは天然下種による更新を意味するのではなく、伐採跡地へ人工植栽を行うのであります。

これは伐採前にやる場合もありますが、伐採予定木の根本に2本乃至3本を植栽するのであります、これにつかう苗木は5-8年生の長さ2尺から4尺ぐらいの大苗で、自家養成をしたものであります、

谷筋の肥沃なところは、スギ、中腹以上は、ヒノキ、中間は混淆林に仕立てる。植付は能率よりも活着本位に、1人1日の工程は、50本〜60本とされています。

保育事業としては、倒木起しと枝打で、枝打は植栽後15年頃から10年毎にくりかえす、

伐期は、胸高直径1尺以上、枝下高6間に達したときで、スギ60年〜80年、ヒノキ100年を標準とされ、伐採量は総面積の1割〜1割5分を回帰年5〜10年として伐採している。施業方法、経営者の経営状態によつて、標準通りに行われぬ、次第に伐期は低下してゆく傾向を示しています、一つには戦時中の大聖木の過伐の結果ともいえます、

以上択伐林の技術的な生産過程を大雑把に申し上げましたが、更に伐採はどうかといふますと、伐採木の周囲の材木

特に稚樹を損傷しないことが大切である。熟練した伐木夫によつて行われる。伐倒の方向は傾斜の上方へ、カカリ木や損傷木のおそれがある場合は枝打を行つて、伐倒の場合は3本の楔を追口に挿入して、この打込の加減によつて、所定方向に倒すのであります。

集荷運材については択伐量が少ないので集荷運材に特別な設備を必要としない、殆んどが人力によつて行われています、山元で用途によつて玉切り、大聖木はトチガネを打込んで引出し、又小聖木は担いで林道まで搬出し、荷車にのせて製材所に運搬されます。

これらの村道も完備しており、其延長は3ノ軒、森林面積1町歩当り14米である、

さて、択伐林経営に於ける収支関係を山林事業局編纂のパンフレットによつてみますと、面積1町歩蓄積920石のスギ林について、回帰年5年択伐率10%をもつて施業する場合の5ヶ年間の収支計算は、オ8、9表のようになる。

即ち5ヶ年間の純利益は138,980円であり、年平均

27,800円の純利益となり、尚支出の大半は自家労力であるから森林所有者の所得は更に大きいといわなければならないのであります。

表 8 今 須 支 出 表

	種 別	金 額 円
育 林 費	造 林 費	2,700
	保 育 費	4,150
採 取 費	伐 木 造 林 費	7,000
	運 搬 費	3,500
計		17,390

表 9 収 入

	数 量	単 価	総 金 額
素 材	97石	1,450	140,650
杉 皮	196坪	80	15,680
計			156,330

$$\begin{array}{rcl} \text{収 入} & - & \text{支 出} = \text{差引残高} \\ 156,300 & - & 17,390 = 138,940 \end{array}$$

以上、今須村の概況と採伐林経営の内容を大略申し上げましたが、これをもとにして農家経営の実態という立場から要約致しますと、

- (1) 農家の経営面積は小さく5反未満の農家が72%をしめており、農業のみでは大部分生計が立たない。
- (2) 山林所有規模と農業経営規模が大体において比例関係にあること、山林所有は零細であって、5町未満戸が全体の85%を占めている。
- (3) 貨幣収入は主として林業収入で、育林、製炭、伐出、製材、製材、樽丸、木製品生産等多岐に亘って兼業の形で行われている。
- (4) 採伐林業は比較的小規模所有に立つた農閑期をたくみに利用する自家労力に依存している、所謂自作農的林業である。
- (5) 小面積の上に、植栽直後のものから60～100年生スギ、ヒノキと成立させて、毎年或は数年毎に農家経済の上に伐採収入をあたえる小商品生産である。
- (6) 採伐林業は、保育伐採に特別な技術を必要とするが、

小規模生産と相俟って伐出その他の加工工程まで、一貫作業をしているものが多い。

四、林木資本の合理的構成

以上福島県一寒村のS部落と岐阜県の今須村の経済実態を御紹介しましたが、この二つの場所での経営主体のおかれている条件、通応の仕方がほぼお分りになったかと思ます。

この二つの実例を通じて林業経営のあり方、基本的な問題を考えてゆきたいと思います。

林業の概念を服部希信氏は、育成的林業と採取的林業に分類して、前者は「森林の仕立 手入 にはじまつて、林木の伐採搬出に終るものである」と定義され後者は自然の造出にかゝる原始林の伐採搬出である」と規定されている。

私はこゝでは山村における農家経済の分析の立場から、直接土地に結びついたもの、と、そうでないものと言う意味で次の様に分けて見ます。

(1) 育 林 生 産

(2) 伐 出 加 工 生 産

前者は森林生産の段階であり後者は森林生産物を採取加

工する段階であります、伐木造材、製材木製品加工製炭、杉皮松脂採取等農家の自家労働で行われる木材加工等を含むものであります。

この二つの段階に分けて農家経済の立場から眺めた場合、大部分の農家では後者の部門は決定的に農家経済の中で重要な位置をしめている。それは先の実例が証明したように山村では食糧の自給生産がやつとであり、むしろ購入に頼らなければならない零細戸数が多くを占めこれらの農家の家計はいうまでもなく兼業からの収入によつて維持され、従つて毎年充足すべき家計への貨幣収入はほぼ一定であることが望ましいのであります。S部落において、原木確保難が絶えず関心の的になるのはこの故であると思います。

之に対して育林部門については事情がいさゝか異つています。

よくいわれることですが林業生産の長期性低利潤という言葉の通り育林部門での伐採収入は用材で三〇年——五〇年、新炭林で十数年——二十数年を要する、その間保育的な支出を伴う。随つて、家計に対する補充的収入の意味は

甚だしくうすくなつて、余程の山持でない限りは、冠婚葬祭、病気、新築等不時の出費に備えるための貯蓄的意味でしか関心を示さない。

その収入額は必ずしも小さくはないが零細所有において、は定期的収入として期待し得ない。

さて山林の所有規模については二つの実例をあげましたが全国的に見た場合どうであらうか。

第10表 私有林の所有規模別戸数及び面積

面積階層	林野所有者数	全比率%	林野面積	全比率%
1町未満	3635戸	73	1.741千町	1.5
1—5町	1054	21	2.918	2.6
5—20町	256		2.808	2.5
20—50町	42	0.8	1.398	1.2
50町以上	15	0.2	2.535	2.2
計	5,002	100	11,397	100

所有者比率は一町未満が73%、一町五反五町未満21%

即ち五町未満戸がタタノをしめていることになります。

従つてかゝる零細所有では山林経営に対する関心は乏しくなり、単なる地主的経営に任せられる。又逆に篤林家といわれる人においても「先祖代々の山を良くする、いい木をつくる、」という林業技術的関心が強いが、木材相場に注意して如何にして木を高く売るかという商業的利益に走つて、林業の経営経済的な関心が乏しい。

これらは何れも林木の長期生産という事実にあつて経済計算を怠り勝ちなのであるまいかと思う。

従つて経営合理化の一手段として、最初に申しましたところの——保続経営を可能にする林木資本の合理的構成を問題にしたいと思います。

私有林業は長期生産という特殊性の上に零細規模になつている関係上、伐採や造林頻度はごく小さいことは前に述べたのであるが間断年数をなるべく、短くしてゆくためには、保続生産の可能な形にもつてゆくことが必要である。経営は土地労働、資本という経営三要素の結合の上に立つておりますが、林業の場合には時間的な制約をもつ有機物

の生産であつて林木の構成状態が重要な意味をもつので、林木資本を独立の経営要素として追加して考えることが妥当ではないかと思ひます。

何故ならば他の産業では土地、労働、資本の組合せは可変的で長期を要せず経営主体の望む経営目標に接近することが出来るのでありますが、林業の場合にはそれのみでは達成出来ません。林木は器械的に附加出来ない時間のかゝる有機的生産の結果であるからであります。

それ故に私は林業経営における林木の合理的構成の必要性という事を強く主張するのであります。

間伐は林木の撫育上又仕立てる林木の用途に適合させる爲に用いられるのでありますが、私は農家経済の立場からこれを利用して收穫保続必ずしも厳格な意味の保続でなく又收穫とは物質的な量よりもむしろ貨幣的なものをさすと伐期を規制することによつて農家経済に適合する林業経営の合理化の問題にふれたいと思ひます。そこでかゝる構想のもとに考えられる場合適正規模の問題があります。

経営主体の所有規模は已に決定したものとて容易にか

えることは出来ません。

むしろあたえられたものとして出発すべきが妥当である
と思います。

問題となるのは技術的経済的に考えられる適正規模があり、林木資本の合理的構成を如何になすべきかの基準をあたえる根拠となります。この外、立地条件、経営主体のおかれている経済的社会的条件にも左右されます。

都路S部落の実例に示しましたように林野は必ずしも林業の用に供せられるのではなく、農家経済は総合的経営であつて、その上から採草地、薪採取地、カヤ場として使用せられ、これは実状に応じて具体的に決定されるのであります。

S部落の場合は過去における濫伐もあつて、伐期収入はA層の一部でない限り家計に期待出来ないに反し、今須村の場合には、80年—100年高伐期をとりながらそれを期待出来るのであります。

農家の副業製炭の場合都路村ではクヌギ林ならば年間300俵の製炭を継続するには五町歩の新炭林があれば良く

共同製炭によつて150俵を製炭するには2町5反で足ることになります。

又用材林ならばスギ40年生で1町歩1,700石として、5町歩の山林があれば25万円、2町歩の山林所有者ならば毎年10万円の伐期収入をあげることが出来ます。

かくて林木資本の構成が農家経済に及ぼす影響は収益の頻度と絶対額にあるから林木資本の構成が合理的に実現するならば、

- (1) 土地、労力、資本（林木資本を含む）の合理的組合せによつて自分の目標とする経営方法を撰択できる、
従つて経営合理化が可能の道を拓く。
- (2) 林業収益にマッチした育林業としての生産組織が出来上り農家全体の経営規模を拡大する。
- (3) 育林から加工部門までの一貫生産が可能となり自家労力を計画的に利用出来る。
- (4) 定期的に収入を期待し得て経営費の支出が容易になる。
- (5) 単なる財産的貯蓄的所有と見なされる原始的な経営

から経済的経営を行う道をあたえる。

かくて経営主体のもつ色々な条件を考えながら合理的な個別的経営案を樹立する可能性が生れると思います。

この経営案は法正林思想によつて表現された物的組織を意味するのではなく容易に経済条件の変化に適応しうるような弾力性融通性のある計画でなければならぬのであります。

さて今迄話して参りましたことは、結局のところ森林所有者を小森林生産者——即ち小商品生産者——に導く結果となるのであつて、従つてこういう経営では大規模経営の利点が阻害される。そして生産の立場からひとりひとりの独立小生産者としての共同作業とか施設の共同化が昔から生産能率を高めるために行われたのであります。

しかし資本主義経済の発展に従つて新しい意味で大資本に対抗する小独立生産者としての近代的な協同組合が考えられて来たのであります。

五、協同組織

近代的意味での協同組合の本質を考える場合につねに引合に出されるのはロッチデールの原則であります。19世紀初頭ロバートオウエンによつて唱導せられた思想的背景のもとに1844年英国の中小都市ロッチデールに於て28人のフランネル工場の職工連中が28ポンドの出資を以て、一つの消費組合を組織したのであるがその根本的精神はロッチデールの原則として知られている。之を簡単に紹介しますと。

(1) 組合員の表決権は平等であること。

この原則は一切の組合員に対して組合の議決機関に対しては一切平等の表決権をあたえている。組合員は出資額には関係なしに一人一票であることであります。

(2) 政治及宗教には全然無関係であること

此の原則は組合は政治及宗教には全然中立であるべきことを主張するのでありまして、唯自力をもつて組合員の産業なり経済状態を改善してゆかうというわけ

であります。

(3) 組合の利益を事業 分量により組合員に割戻すこと

協同組合は資本の団体でなく、又組合員以外の者に組合の事業を及ぼすべきでない、従つて組合に利益があつた場合は準備金積立金その他一切の償却金や出資に対する丈拂利子は控除して、その純利益は購買高に応じて拂戻しを行うのであります。株式会社のように出資に対する利益配当は認めていないのであります。

こうして組合員は資本の利殖をはかる団体でなくして、組合の利益をはかる真の相互扶助の団体であるということで組合に対し忠実性、愛着性を増すというのであります。

(4) 組合員を教育すること、

組合の利益2.5%を差引いて、之を積立てておいて組合員の教育をする。そして教育のない、技術をもたない労働者に一定の知職をあたえてゆこうというのであります。

又組合が教育的であることは直接教育を行はなくと

も組合の経営自体が教育的でなければならない。例えば普通銀行ならば担保さえ提供すれば其用途が如何であつても平気で貸してくれる。然るに組合にあつてはその資金の用途が問題であつて、組合員の産業なり経済の発展に寄與するのでなければ如何に確実な担保があつても貸さないというわけであります。

以上が四原則として組合を通ずる本質的なものの考え方でありま。

(5) 其地方の普通の市価をもつて売却すること消費組合の販売は廉売主義でなくして一般の市場価格で売る。決算において純利益があつた場合組合員に割戻しをする。

(6) 現金主義であること

掛売をやると代金が滞り失敗に終つた例が多いのでロツチデールの先駆者はこの原則を厳守したのであります。

(7) 品質の正確なものを正確な量目で売却した、

(8) 組合の出資は組合員の拂込みによつて造成すること。

ロツチデールの先駆者は以上の組合原則にもとづいて経営を始めたので最初は土曜、日曜に夜だけ開業して28人

の職工が或者は販売係となり或者は出納係となつて事務を分担した。これがやがて英国全土を又世界を風靡した消費組合運動に発展したのであります。

ドイツの組合運動の先駆者はフーベル、ラツサーレシュルツェ 及ライフアイゼンでありますが日本の産業組合法の基礎となつたシュルツエをここで紹介したいと思います。

彼は1848年に靴工及指物師の原料組合をデーリツチに組織したのでありますが、各々の手工業者が大資本に対抗して発展してゆくためには前貸の方法でも共同作業所の方法でもなく自助の力に待たなければならぬ、個々に分れた小手工業者の力は極めて微弱であつて、それ故各手工業者は其の力を共同して扶助し合わなければならぬという主旨でありまして、1848年に組織した組合においては大工場主が原料品の仕入れを爲すと同様の條件によつて、原料品の購入をなして其生産物はこれを共同に販売することによつて有利な販売をし斯くて手工業者は大資本工場に互してゆけると信じた。

併し此原料購入組合に於てはその原料品は現金で購入が

出来ず、何とかして資金を供給する組合即ち信用事業を必要とするに至つた、そこで零細な手工業者が組合を組織して、その組合員が互に保証の地位に立つことによつて、ほかから信用を受けることとし遂に1850年に前貸組合をつくり之がドイツにおける信用組合の始まりであります。

其後シュルツエの努力によつて、その原則を採用して、1867年プロシヤの産業経済組合法が制定せられ、1889年のドイツ産業経済組合法は日本における産業組合法の基礎になつたのであります。

シュルツエの信用組合の原則は次のものであります。

- (1) 経済上の信用に重きをおく
- (2) 中小工業者等を中心とする関係上都会的であつて、しかし組合員の職業には制限しまい。
- (3) 組合員は保証責任であること、一定限度以上の責任をしない。
- (4) 非出資組合は認めないこと。
- (5) 持分の譲渡は自由とすること。
- (6) 組合の利益は出資に対しても配当とすること。

- (7) 組合の事務は有給の理事が行うこと
- (8) 組合の事業は原則として信用事業のみに限ること。
- (9) 準備金や積立金についても組合員に持分を認めること
- (10) 信用組合の中央金融機関に対して必ずしも専属的でないこと。

以上、イギリス、ドイツに於ける最も著名な事例について二原則を紹介したのであります。

日本の協同組合の沿革を見ますと、協同組合という広義の意味では徳川時代にも見られ無盡の人組報徳社等があるしかし、近代的意味での協同組合の立場から森林組合の発展を見ますと、森林組合が日本でどういう発展の経路を辿つて来たか、亦協同組合の原則の下にこれを描き出して見た場合どういうことになるかについて簡単にふれて見たいと思います。

先ず森林組合が森林法に於て法的な規定をされたのは明治40年の改正森林法に於て始めてでありましてこの中で組合の設立の目的について

- (1) 共有森林の各共有者が協同して主伐、収益、その他の

一切の施業をなすこと。

- (2) 森林の各所有者が協同して主伐、収量、その他一切の施業をなすもの。
- (3) 共同して森林産物の運搬に必要な工事をなし且つこれを維持すること。
- (4) 協同して森林の危害防止をなすこと。

以上五種の何れかを目的とするものであるが明治30年の森林法制定の場合には、組合に対する規定はなく只府縣に於て公布した林業組合規則によると森林の保護管理という点に重心をおかれた土地組合として性格の強いものでありましたが、明治40年の改正森林法で共同施設を目的とした産業助長政策を押し出したものへ一步前進したものと考えられます。

かくて明治40年以後組合規定は制定せられたが結成は必ずしも円滑には行われず明治44年に森林組合設立奨励規則を公布して国土保安乃至治水に關係ある組合の設立に、設立奨励金を交付した。更にその他の一般組合に対しても事業の計画及設計に必要な費用に対して政府

低利資金を融通した。

又大正15年からは林業共同施設助成金が交付されて、林道、索道、貯木場、木炭倉庫などの共同利用のための施設の助成が森林組合を通じて行われて、この中でも林道は主要なものであつた。

こうして昭和14年ごろには2,600組合が結成せられるに至つたのであります。

更に昭和14年には森林法が大改正されて、施業案の編成及び実施が森林組合に対する重要な課題であり、このためには出資制度のもとに経済事業を遂行し得る強力な組合の設立が求められたのであります。大山林所有者に対しては単独施業案を求めめるが、小面積所有者に対しては総合施業案を編成した上で一団の森林に対する経営計画を立てる。即ち、全体として保続計画がたちこつて共同施設を利用する合理的施業が実現されるわけであります。それ故に組合は、組合員各自の経営目的も経済力も何れも千差万別であるにかかわらず、一つの方針のもとに、これを規制して合理性を追求してゆ

く政策的な森林所有者の集団であるといひうるわけであり、ます。従つて森林組合は戦争の発展につれて統制経済が強化されるが計画生産、資材の需給を担当する公共的性格を増し所謂供木組合化したといひて過言ではないのであります。それ故に敗戦後占領政策の一環としての林業政策が考えられるに至つて団体民主化の線に沿つた森林組合の構想が浮び出て近代的意味の協同組合の本質を備えるに至つたのが昭和26年の森林法の改正であります。

旧法では組合は森林所有者のための組合であつたことは当然であるが、尚公共的な見地からも考慮せられた半公益法人的な強制加入の土地組合制度であつたのであります。

新法による場合は専ら組合員の自主的な経済事業の遂行を主体としたものであります。

くりかえしていえば森林組合が「施業案の編成及びこれに基づく施業の調整による森林生産の保続を図ること」から「森林所有者の協同組織により施業の合理化と森林生産力の増進をはかり、森林所有者の経済的社会的地位の向上を期すること」に、その性格が協同組合的に根本的に変化

したことに応じて、森林組合制度の考え方も運用も亦再検討されなければならないのであります。

それではどういう点で協同組合精神が考慮されているかと申しますと、独占禁止法第24條に於て規定されている4つの條件として

- (1) 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること
- (2) 任意に設立せられ、且組合員が任意に加入し、又は脱退することが出来る。
- (3) 各組合員が平等の撰択権を有すること。
- (4) 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること、

以上四つの事項が協同組合として認められる共通的な制度的特徴をなすものであります。

森林法では(1)号から(4)号までを(法70・90・94・97・127)において規定している。

協同組合の本質は経済的な弱者が資本主義的大企業に対抗するために相互扶助を目的として結合した団体であるの

であつて、改正森林法において森林組合は始めて明瞭にこの線において考えられたのであります。

かくて小森林生産者であるという、自覚の上に立つた独立商品生産者としての協同組合組織が考慮されなければならないと思います。

即ち森林生産力の増進という面のみでなく、生産過程と流通過程を通じた部面での資本主義経済に適応した組織が考えられて始めて私有林経営発展に対する一貫したあり方が規定されるものであると思います。

六. む す び

以上、私は私有林経営のあり方、合理的経営方式を選択する基本問題として林木資本の合理的構成と、協同組織の問題を述べてきたのでありますが、こゝで最初の出発点にもとつて合理的な経営とは何かについて実態調査を通じて明らかにしたのでありますが、更に一般的に経営の主体と目標とをはつきりさせて、合理的なるものゝ意味を明らかにしてみたいと思います。

日本の農業は零細経営に立っている小農で、この中の70%が山持であります。山の経営は大部分これらの農家が担当してゆくわけであります。そしてその農業経営組織はいうまでもなく、家族労作経営であります。

だから日本の林業経営を考える場合も農業に足をつきこんだ総合的な経営組織の一部門として捉えてゆかなければなりません。

橋本伝左衛門博士は「家族労作経営は独立した農家の自

主的経営であつて経営における労力の利用方法は各農家において自主的に決定する。したがつて共產主義国においてみられる共同経営(コルホーズ)とは別個範疇に属するものである。もとより家族労作的農家は互に結集して協同組合を組織するものが多いが、それはあくまで独立自主性をもつた農家の組合でありそれら農家のためにそれら農家によつて運営されるところの民主々義的組合である」と述べられているが、これは良く農家の實際を分析した言葉であつて、私はこの上に立つ林業経営者としてのあり方を前提としているのであります。この立場に立つ限り、経営の目標が農林業の生産過程を通じて出来る丈多くの持続的な所得の追求にあること勿論であります。

林木資本の合理的構成及協同組織の問題は以上のことを前提として始めて正しいので、必ずしも一般的に適用されるべきでなく例えば不在地主、俸給生活者、極小零細所有者に対する山林経営は又別の考え方が残されていると思ひます。

尚個別的経営案の主張に対して改正森林法以前に考えら

た総合的経営案を否定するものではないのであつて、島田博士は森林組合論の中で組合施業案の特質として、「一般の森林組合の施業案は各個経営主を異にする多数の株主の経営計画を総合して全体としての保続経営体制を執らしむる点に特異性を有している。組合員各自の林業経営について見れば比較的広い面積を持つてゐるものは毎年若干つつの伐採を爲し、又植林を続けることも可能であるが、小林主は十数年又は数十年目に伐採並に植栽の出来る典型的間断作業であることもありうる。たが此の如く組合員個人の林業からいへば間断作業であつても組合地域全体からいへば保続的作業となるような秩序付けをすること、並に各自その経営意志と経済能力を異にするに拘らず、彼等の経済行為を一定の枠内にはめこんで、統制してゆくという点が組合施業案の特異性である」と述べられています。

組合施業案の利点は又別個の問題としてとりあげられるべきであります。その前に経営主体の立場、経営組織の実態から遊離することは許されないと思います。

森林組合問題の研究

目 次

一、	森 林 組 合 問 題 序 論	1
二、	森 林 組 合 の 現 況	8
三、	森林組合の本質に対する批判	21
四、	農業協同組合の歴史的発展	27
五、	協 同 組 合	32

一、森林組合問題序論

森林組合の問題は日本林政の中心的課題としてとりあげられてきた。しかも問題の検討はもっぱら森林-民有林-に対する指導行政に集中されているにもかかわらず、外部的条件に照応して歴史的制約をもつて論議されてきた。

終戦後において占領政策の一環として民主主義確立、並生産力発展の問題が唱えられて農地改革を一連とした諸政策が農村の秩序と経済に劃期的な変化をもたらしたことは周知の事実であるが、その終局の目的が「耕作農民にその労働の成果を享受する均等の機会をあたえること」であるという基本的な視角に立つときは、幾多の論議が提出されている。

それにしても、一般的に土地所有を通じて農業生産構造を一変させたことは占領政策としての一応の成功を収めたものとして高く評価されている。

これに対して民有林政策の基本的立法である森林法の改正は如何なる革新的意義をあたえたであろうか、森林法の

歴史は明治40年に始めて制定せられ昭和14年に根本的に改正せられ大戦の洗礼をうけて歴史的発展をとげてきたが、今次の改正は占領政策の介入によつて劃期的なものとして、終戦後の混乱した林政において新しい指標を貫徹しているといわれている。

すなわち改正の方向は昭和25年2月総司令部からの勸告にもとづいている。ステートメントの要旨は

- 1) 林業計画の編成とその遂行の責任は中央政府が負わなければならない。
- 2) 中央政府は林業計画についての権限を都道府県に委任することができる。
- 3) 林業計画のもつ国益という点から林業計画が編成され遂行せられる林業施策単位に於ての林野が包含せられることを必要とする。
- 4) 林業計画の適切な実行を期するため中央政府及び都道府県は適切な技術的援助をしなければならない。即ち一人又は一人以上の林業技術者を各林業施策単位におく。
- 5) 市場へ出すための私有林の用材薪材の採育、収穫、加

工の営業行為は他人の責任である。

- 6) 営業行為は自由加入の協同組合主義に基いて組織される民有林所有者の団体或は民有林所有者個人によつて行われねばならない。

要するに森林法の改正は、団体民主化政策と林産物需給、森林荒廃対策を中心とする内容を規定したものであるが、問題はむしろ前者の点において森林所有団体に対する政策が、従来の方から脱却したものをもっている点にあるであろう。

改正森林法は森林組合制定について一応の結論をあたえた。森林組合制度の改正の論議の推定について⁽¹⁾

- 1) 旧組合の制度をそのまま維持してゆくことが最もよいとする説
- 2) 旧組合の事業のうち経済事業を排して純粹の土地組合的なものとしての森林組合制度を考へ、経済事業については別途に協同組合制度を設けることとする説

(1) 森林法解説 林野庁経済課編

3) 森林所有者の協同組織と、2の森林組合制度一本建てす、むしろする説。

4) 森林所有者のみならず広義の林業者一般も含めて林業協同組合制度とする説

5) 農業協同組合と合体し得る途を用いて、農業協同組合森林協同組合の何れかの協同組合を任意にとりうるようにするという説。

かくて右の色々な主張についてそれぞれの主張する根拠と理由があつたが最終的には(3)の説にもとずいて、制度改革が行なわれたものであると述べている。

この代会に旧法における森林組合の実態についていれてみることにする。

旧組合は、「施業案の編成及これに基く施業の調整による森林生産の保続を図ること」が目的とされていた、これがために一定の地域の森林所有者は原則として強制加入によつてその所有の山林は総合的な森林計画に基いて一つの効果を實現せしめるよう規制せんとする土地組合であつた。

しかも施業案編成の国庫補助金交付によつて地方庁が自

ら施業案の編成を行ひ之を組合に提出することによつて、形式的な議決をするに止まつた、施業案の内容とするところは森林生産の保続、生産力の増進にあつて、何々の森林所有者よりは、むしろ一定地域の森林そのものが、対象であり、何人の意向や利害をこえて、零細所有規模にもとずく日本林業の現実、森林経営の長期低利性、等に対する矛盾を克服して国民至済的見地から、森林生産力の増進をはからんとする政策の實現を、組合の存在に認めたのであつた。

この制度は太平洋戦争の勃発に伴う戦時体制への推進によつて、完全な実施生長を遂げなかつたけれども、以上の林業の特殊性と結びつけて林業生産力発展の上から旧組合を維持存続せよという議論が發展した。

森林法の改正の直接の契機が団体民主化にあることは前述した通りであるがこのことは、旧法の組合の取態と協同組織に二分し前者については森林計画制度の樹立によつて単なる森林所有者の利益代表機関としての地位に引きおろす結果となつた。この点について「森林法の解説」者は次

のようにのべている。

「勸告にもとづく森林組合は実質的には政府又は都道府県と森林所有者との間の連絡機関に過ぎぬものであり、現在の森林組合と組合員との間における状態等から推してその組合活動の前途は甚だ危まれるものがあり、森林所有者の団体が二つ法制上成立することも蒙山村の現状から如何かとも考えられた。この際としては連絡機関的な実質しかもたぬ、名目的な森林組合制度はむしろ排して、純粹の協同組織体としての森林組合制度一本道を妥当と認めるに至つたのである。

勿論森林事業の本質からいって、協同組織としての森林組合の発展については、将来に幾多の問題が残されている。

なほ森林組合制度に関して協同組合組織に徹すべきか、或は再び土地組合的なものに転化すべきかについては、検討の余地もあるうし、社会経済情勢の推移に伴つて、色々の主張も行われて来るものと考えられる」と結んでいる。

ここで述べられているような森林協同組合は、歴史的に未開の分野であつて、林業の特殊性がかかる発展を果しう

るや否や。又たとえ協同組合が成立したとしても、その基礎は中の広い社会戸をもち、各種の条件を要にする零細所有者を多数包含する以上、特殊な一部の組合員の利用に委ねられるのみではなからうかという疑問は解決されていない。

二. 森林組合の現況

森林組合制度の改正は前述の至過を辿って法制化されたのである。それは森林所有者の与論の反映をまつたわけではなく又森林所有者の自覚にもとずいた帰結でもなく、実に為政者の民主化政策への順応化でありしかも協同組合への移行には周到な用意があつたわけでもなかった。

改正後における組合の状況は次のようである。(1)

一 森林組合及各連合会の現況について 森林組合論編（昭27年1月15日）—— 旧組合の設立状況は26年12月現在で総数5,828組合であつたが、新法施行によって定款を度更し新組合に移行し、組織変更の法定期間である昭和27年3月31日現在で4,366の新組合の成立を見た。

その数が新規設立を加えて昭和28年10月31日現在では総数5,264の森林組合が設立された。

即ち新組合への移行は非常に円滑に行われたわけである。

(1) 1954 森林組合及各連合会の現況について（森林組合課）

この辺の事情は次の様な座談会によって察知できる(1)

大島「森林組合が森林法の改正で本質的に変り、その移行がスムーズに行つたことは結構ですが、半面そこに向題が残っているのじゃないかということも耳にするのです。それで本当にスムーズに移つたものと考えていいですか。」

植田「スムーズに移行したのは事実だが、向題はその本質にある。従来の組合は他力的な考え方で進んでいた。改正後の組合はそれは許されない。経済団体として自立せねばならん。従来の組合がスムーズに移行したといわれるだけに、そこに頭切換えがはっきりできなかったというウラミは残っていると思う。救からいえばともかく5,000の新しい組合ができた。それが全部至海找能をもっているか？ ということ向題だと思う。そこに大きな悩みがあるわけだ-----」

小林「本当は森林所有者が組合の必要性を自覚して盛り上げて来ることが理想ですね、それを形の上だけで無理に

(1) 1953~7 森林組合を語る（フリンページ）

作っただけに考え方によつてはいつまでも無理がたたつて行くということが考えられる。」

又、村子不二雄氏は、(昭和27年)において次の如く述べている⁽¹⁾

「旧組合はこのたびの森林法の改正により、その目的も、事業の内容も根本的に変つたところの民主的な新しい組合に発展的改組をしたのであります。私連も組合移行に際しては、此の機を逸してはと足を棒にして各部落を訪ね、いふとか地元民の説得につとめる等指導に万全を期したのでありますが、従前の組合と組合員の間にあまりにも大きな溝が生いておつたために、組合の不要論と元統出する状況にありました。幸いに諸林内⁽²⁾の協力を得て、殆んどどの組合は難なく移行されたのであります。しかし定款変更によつてそのまゝ旧組合が新しい組合に移行できる事となつていたため組合はたゞ看板の塗替えと言つた感じで、その内容についても、正しく理解されているかどうか、甚だ難かし

(1) 森林計画研究発表集 1952

い実があります。」

上述のように、移行の段階において組合員の自覚の程度は、容易に察知出来るのであるが、旧組合が市町村という行政区域を単位として設立されていたものが、そのまゝ新組合に引き継がれたのである。

こゝで現在の森林組合の実態についてふれて見よう。⁽¹⁾

地区内森林 所有着数 (人)	組 合 員			組合加入率 (%)
	正組合員	准組合員	計	
2,959,671	1,712,898	15,580	1,728,478	57.9

次表は、出資規模別の組合数を示したものであるが、概して、至尙的規模が小さく出資額40万円未満の組合が半数以上を占めていることは、組合の事業活動が如何に貧弱なものであるかを如実に物語っている。

(1) 昭和28年度森林組合統計

(林野庁 森林組合課)

組 合 数	10万円 未満の組合	10~40万円 の組合	40~80万円 の組合	80万円 以上の組合	計
組 合 数	1,454	2,226	847	597	5,124
比 率 (%)	28.3	43.4	16.5	11.6	100.0

	取組のいない組	兼従取組 のみの組合	専従 専従取組1人の組合
	組 合 数	組 合 数	組 合 数
組 合 数	26	1,569	1,691
比 率 (%)	0.5	31.0	33.0

物的施設面については次表の通りである。

	事務所を有 する組合	事業所を有 する組合	木炭倉庫を 有する組合
組 合 数	4,658	161	219
組合総数5,124に対する比率(%)	90.9	3.1	4.2

組合の事業内容について若干いれると、至有事業について、

1. 種苗生産事業

次に組合の業務に従事している取組の中には、市町村役場等の吏員が兼務の立場をとっているものがかなりの数を占めている。

このことは森林組合というものの性格を物語っている。

取 組 の い る 組 合		合 計
専従取組2人の組合	専従取組3人以上の組合	
886	952	5,124
17.2	18.5	100.0

その他の倉庫 を有する組合	貯木場を有 する組合	製材工場を 有する組合	トラックを 有する組合	森林を所有 する組合
330	240	566	111	155 (10090町歩)
6.4	4.6	11.0	2.1	3.0

調査組合5,138のうち、固定苗圃を有する組合933(18.2%)、移動苗圃を有する組合482(9.4%)で種苗生産事業を実施する組合は直営生産組合990(19.3%)

%), 委託生産組合 782 (15.2%), 直営反伏委託生産組合 312 (6.1%), 販売組合 1311 (25.5%) となっている。

2. 林産事業

区 分	調査組合数	生産組合	販売組合
統 数	5,138	746	728
比 率(%)	100.0	14.5	14.1

取扱う品目は主として素材、木炭、薪で各品目別の生産販売状況は次(頁)の通りである

3. 販売事業

種目別委託販売状況

種 目	支 託 状 況			
	統 数		内 員 内 受 託	
	取扱組合数	数 量	取扱組合数	数 量
立 木	組合 238	1,711 石	組合 231	1,672 石
素 材	196	500 枚	189	472 枚
木 炭	79	459 俵	72	409 俵
薪	92	2,989 俵	91	2,840 俵
そ の 他	—	—	—	—
計	—	—	—	—

	生産状況		販 売 状 況			備 考
	取扱組合数	数 量	取扱組合数	数 量	売上高	
素 材	666	2,840 石	627	1,376 石	1618,780 円	
木 炭	131	1,515 俵	103	598 俵	139,964 円	
薪	214	10,012 俵	193	7,827 俵	100,575 円	
計	—	—	—	—	1,858,319 円	この中に素材、木炭、薪以外の品目の売上高 15,538 円が占められる。

この生産量のうち、員内生産が素材 1,592 十石 (56.1%)、木炭 729 俵 (48.1%)、薪 4,612 俵 (46.1%) の多きを占めている。販売の経路は、連合会への販売高が、夫々 120,018 円 (240%)、74,377 円 (5.3%)、65,755 円 (6.6%) となっていて、大半が系統材肉外へ向けられている。連合会との連携は極めてうすい。

支 託 販 売 状 況					
統 数			内 連 合 会 販 売		
取扱組合数	数 量	売 上 高	取扱組合数	数 量	売 上 高
組合 245	1,660 石	1,164,349 円	組合 12	19 石	14,253 円
197	459 枚	438,402 円	42	69 俵	123,740 円
79	441 俵	126,023 円	19	78 俵	22,373 円
96	1,971 俵	33,886 円	21	114 俵	5,770 円
114	—	19,185 円	28	—	4,258 円
—	—	1,786,845 円	—	—	170,394 円

種 目 別 買 取

区 分 目	買 取 状 況				
	総 数		内 員 内 買 取		総 数
	取扱組合数	数 量	取扱組合数	数 量	取扱組合数
立 木	組合 149	46 258	組合 134	46 202	組合 133
素 材	351	1750	330	1713	346
木 炭	305	46 1152	265	46 1027	309
薪	253	46 3495	239	46 3182	250
その他	-	-	-	-	247
計	-	-	-	-	-

販 売 事 業

調 査 組 合 数	受 託 組 合		受 託 販 売 組 合	
	総 数	内 員 办 受 託 組 合	総 数	内 連 合 会 販 売 組 合
5138	493	460	573	97

これらの買取先は前表の如く組合員内からの買取が圧倒的

販 売 状 況

買 取 販 売 状 況				
数		内 連 合 会 販 売		
数 量	売 上 高	取扱組合数	数 量	売 上 高
46 184	46 165,242	組合 15	46 10	46 10749
1751	424,654	89	43	49,343
46 1102	330,174	67	46 132	36,741
46 3766	114,205	52	46 311	9,414
-	94,776	50	-	9,246
-	1,129,051	-	-	1,15,493

組 合 数

買 取 組 合		買 取 販 売 組 合		受 託 反 仕	受 託 販 売
総 数	内 員 内 買 取 組 合	総 数	内 連 合 会 販 売 組 合	買 取 組 合	販 売 組 合
774	699	828	209	243	243

に多く、販売先は連合会への出荷が少なく連合会とのつながりが強い。

4. 購買事業

種 目 別 販

品 目	受託購買状況		
	取扱組合数	数 量	売上高
幼 苗	^{組合} 295	^十 27,599	^{十円} 20,758
山行苗木	1,111	122,340	377,397
針葉樹種子	71	^斗 111	528
広葉樹種子	25	519	1417
そ の 他	109		8,132
計			408,232

購 買 事 業 組 合 数

調査組合数	受託購買組合数	買取購買組合数	受託購買及び買取 購買組合数
5,138	1,138	2,025	202

取扱品目は山行苗木、幼苗が主たるもので、受託購買では総売上高の夫々92.4%と5.1%、買取購買では89.5%と4.0%を占めている。

売 状 況

買 取 購 買 状 況		
取扱組合数	数 量	売上高
^{組合} 605	^十 49,443	^{十円} 32,737
1,946	218,691	754,215
170	^斗 287	1,520
54	1,112	705
488		51,781
		842,158

最後に加工製造事業及び施業受託事業について簡単に述べると、加工製造事業組合は調査組合数5,138の1.9%にあたる610組合となっている。又施業受託事業を行う組合は1,041組合(20.3%)である。

森林組合が改正森林法によつて新しく発足した、少くとも定款の上では全く性格のことなつた新組合として誕生したはずであつたが、以上のべたように、その人的構成にお

いて、資本の構成において、又組合の運営業務の点においては必ずしも改正後の新組合が実質的には画期的な変化をもたらしたものと云えない。

三、森林組合の本質に対する批判

森林組合についての批判は色々な立場からとりあげられている。

ここには先づ旧森林組合の創設当時から育成に当つた技術員の声を摘記して見る。

轟光文氏⁽¹⁾の言を要約すると、「森林組合は本質的には経済団体ではなくむしろ町村に準ずる公益団体である。森林組合は果して協同的経済団体が妥当であるかどうか、現実の森林組合は改正森林法には馴れない奇形児であつて森林組合本然の在り方と改正法の根據とは根本的に異なるのではなかろうか」「森林組合の設立が戦時下に行はれて発足と同時に戦時体制の渦中に投せられ立木供出の名の下に一方的伐採を強制せられて木材薪炭の供出の勿論竹材杉皮の集荷或は生松脂の採取等財力増強に利用されて森林所有者の怨嗟の的となつた」戦後における森林組合は樹苗の不足、賃銀の暴騰、加えて農地改革に伴う林野の解放と森

(1) 群馬県坂上 森林組合、1953-2 全森連時報

林国管説におびえている森林所有者に対して専ら造林を奨励し、森林法改正による立木伐採の規制について、組合員制圧の立場に立つて苦境におかれ組合は国家統制のやりずらい部面のみ押し付けられて官僚の手足の如くこき使われて来た」かくて森林組合は組合員の組合でありながら必ずしも組合員の意志に添いえない、そのことは森林の公益性と経営の特殊性から見て農業協同組合や其他の消費組合の如き純然たる協同的経済団体とは全く趣を異にして営林の助長奨励資源の保続森林経営の計画化林道の開設治山治水等およそその事業の性質が多分に公益性を有するが故に経済的發展は困難なりとして公益団体としての行政措置を講ずべきとしている。

またおなじく技術員の立場から難波勝信氏⁽¹⁾は大要次の如くのべている。

「個々の組合員の大多数は生活のための農業に年中一家総動員で働くが、山林に限って、天然の生産物と世話要らずで利用もし収穫もして来ている。

このように一般に林業経営に対する熱意と関心をかくため出資金、賦課金の徴収も最低限度に甘んじ最低の陣容をもつて定款第一條の至上命令に孤軍奮斗する地味な技術員の立場を述べて戦後の経済的変転による苦がい経験は再び経済事業の企図を與論的に制約し一意森林の造成と育林に邁進することを組合理営の主軸とし-----々々世帯の組合員が所有する5,000町歩の山林の複雑な形態に適応する合理的施策を森林計画を奉じて行ふ、-----」としている。

以上二者の結論とするところは何れも日本林業の特殊性を論じ、森林の公益性を前提として、之を推進することを目的とした森林組合の性格を規定してゆくものである。また林業の以上のような特殊性を強調して経済的自立困難なことから日本林業の特殊性を通して森林組合に公共的性格を負荷せんとするものである。

以上両氏の意見は共通しており要綱所掲諸箇含した強制加入制のもとに経営案の編成を理想的な実態としている点において旧法の森林組合を肯定せんとするものである。

(1) 島根県米島森林組合 1953 全森林時報

之に対立するものとして、野村氏⁽¹⁾は次のように述べている。轟氏「技術員の立場からの轟氏の考へ方は旧森林法第42條「森林組合は組合員の所有する森林につき自ら施業する」という最も非民主的な精神から一步も出ていないではないか、若しも多くの森林組合役職員が未だこの考へを堅持しているとすれば森林組合今後の発展は望めないであらう」かくて改正森林法による森林組合の在り方は協同的経済団体として森林の公益性は窮極において森林所有者の利害と一致し組合はあくまでも組合員に奉仕することを第一義としている。森林計画とその実施の全面的な権限を森林組合に移管せよという轟氏の主張に対し、旧法の森林組合のようにその組織がいかに民主的に構成せられていても民間団体である森林組合に高度の実質的権限を附與することは昔の統制団体の弊をくりかえす時代の逆行でしかないといっている。しかも新しい森林組合の運営の困難さと発展を阻むものを第一に経済的に恵まれぬ森林組合において有能なる適任者を得がたい事、第二出資金問題に帰せしめ

(1) 京都市森林組合 1953-4 全森連時報

ている。

以上改正後の森林組合の運営の衝にあたっている実際家の体験を通じての対立した意見を紹介したのであるがこれは先にのべた森林組合の協同組合か、公共組合かに対する根本的な対立のくりかえしに過ぎない。このような本質的な見解の相違に対して実は改正森林法の規定自体に混乱を惹起するものであるとして次のように述べられている。

塩谷勉氏⁽¹⁾は「森林組合の方向が容易にきまらなかつたのは産業としての林業の複雑さに基因するかその本質的な矛盾は森林組合の目的をうたつた第74條の中にみられる。すなわち人的組合の最大関心事であるべき組合員の経済的社会的地位の向上の前に「森林施業の合理化」という難問がドツカと据えられているのであり、これには單に組合員のためというに止まらず森林の公益性林業の公共的性質というものがこめられていると感ずるのは私だけであるまい」と述べている。かくて「ドイツ特にプロイセンの森林組合の流れをくみ加入強制より組合員の施業を規整して、

(1) 森林組合私論 林材第2巻4号

森林の公共性を強くとりあげようとする行き方とアメリカ式の協同原理に則り自由加入により組合員の林産活動を有利に導かうという行き方とは理念的にも実行手段に於ても異なる。一団体に両機能を兼ねさせることの性格的予有の故に発足以来一年半余を経た今日いろいろの弱点や支障を森林組合に露呈させている。何のための改正であつたのか、少くとも協同組合としての在り方にはなつていない」その最も大きな理由としては森林計画業務に関連した国家行政事務の代行にあるとし福岡県の森林組合の性格をスツキリさせねばならぬとして

- (1) 協同組合一本で進み森林計画指導事務を他の機関にまかせる
- (2) 森林計画の完成を下から支える組織の目として強制加入による地区内森林施業の合理化を目指す組合とする。
- (3) スツキリしないが協同組合の内容や運営を法律でもつと強く規制すること。

以上の何れかに森林法を改正すべきであるとしている。

四、農業協同組合の歴史的発展

森林組合の歴史的成立に関連して農業における協同組合の発展はどんな過程を辿つたか、時代の背景のもとに記述せんとする⁽¹⁾。

協同組合立法としては明治24年信用組合法案が第二議院に提出された。同法案は未成立に終り次に明治30年産業組合法案が889年発布のドイツ法産業及経済組合法を母法として立案された。これは貴族院において「従来の組合は勝手に作りつゝあるものなるに持分10円以下に下るを得ずとなすが如き法律をつくらは却つて難儀となるべくむしろ共同事業の発展を阻害せざるや又本案は細民を救うことよりも商業の発展で大いに妨碍することゝなるべし、商業界においては頗る熟考を要すべし、且物価の騰貴は一般経済上より来ることなれば組合の力をもつて、之を防止するを得ず又組合の存在に依り殖産興業の実をあくるものにあらず」として否決せられ、明治33年に至つて成立し

(1) 日本産業組合史、産業組合中央会 参照

た。ここに始めて協同組合に対して法律的基础が与えられたのである。しかし、既に明治初年より蚕糸業の発達と共に生糸加工販売組合が結成されており、これらは日本蚕糸業の近代化に応じた自然発生的な協同組合であるといわれている。

もとより同法は既存の組合の保護にあるよりも設立奨励に中心がおかれていた。当時の経済的背景は日清戦争を契機とする飛躍的な資本主義発達途上にあり、信用事業の外に購買販売生産等の広い分野における協同事業を対象としたものであつた。従つてこの時代には産業組合法のみならず、明治30年蚕種検査法、種牡馬検査法、重要輸出品業組合法、生糸直輸出奨励法が制定され32年耕地整理法、肥料取締法、府県農事試験、国庫補助農会法が又33年には畜牛馬組合法、重要物産同業組合法が制定された。これは明治政府の国力増強策は一方に資本主義的生産の導入と他方にそのためにも農村の経済力培養を必要とした事は封建国家から近代国家への成立過程において封建時代の経済的基礎であつたところの農業を経済財政の支柱としなければならなかつたからである。かくて産業組合の制定は商人とくに高利貸と

いふやうな前資本主義的勢力からの保護及資本制生産の確立に照応しての小生産者保護政策の一環としてその意義が把握されるのである。何故ならば当時日本資本主義の後進的諸條件は必しも農業方法の劃期的な発展には進み得なかつたからである。

日露戦争後の国内経済の発展に伴つて農業保護政策は更に強化され、産業組合の普及発達が奨励された。明治42年に至つて産業組合法の改正によつて、産業組合連合会、産業組合中央会がみとめられ明治43年以降各地に連合会の設立が相次いでおこり、私設機関であつた大日本産業組合中央会はこの法律改正によつて、今年産業組合中央会に組織変更された。これは既に出来上つていた中央会が全国的な系統組織として即ち産業組合を下部組織としてもつものとして設立されたわけである。⁽¹⁾このことはイギリスのロッキンデール(Rochdale)式消費組合が次第に全国的連合会に成長した事ドイツにおいても産業組合の系統は三つに分れてそれぞれが中央会をもつていたが日本の場合は一本に

(1) 農業問題講話 近藤康男著 参照

まとめられて信用事業を主として、後には購売事業も出来る様な中央集権的な形を持っていた。

ところが欧州大戦に引続いて襲つて来た世界恐慌(1920)は産業組合機構に流制機関としての色彩が強められ農村救済事業の一翼をになう結果になつた。特に昭和6、7年の農業恐慌には経済経済更生運動の中心的役割を果たす意味で産業組合拡充5ヶ年計画で実施されて姿貌をとげた。その目標とするところは、

- 1) 組合未設置農村に全部設置すること
- 2) 農業者全部を組合員とすること
- 3) 農村産業組合は四種(住用、販売、利用)の事業を必ず営むこと。
- 4) 貯金は倍加して2ノ億円にすること。
- 5) 貸付金は19億円にすると共に組合員の負債整理、組合固定貸付整理を行うこと。
- 6) 販売事業は米に就て管外移出米の5割7分1800万俵を取扱い、小麦については区域内生産額の3割4分を取扱い生糸は輸出額の2割、11万俵を取扱うこと

7) 購買事業は金肥の組合に於て統制せられる可能額320万トンの6割を取扱うこと

8) 農業倉庫は販売米の3分の1たる1100万石の収容力に達せしめること

9) 内部組織を整備し部落活動を盛んにすること。

10) 既設の地方的全国的連合機関を充実して、全国的統制に進むと共に全国農産物販売連合会、全国農業倉庫相互火災保険組合、産業組合中央機関連絡委員会を設置すること。

11) 役職員組合並一般の教育活動を盛んにすると共に青年婦人児童の組織活動を促進すること。

このような広汎な内容を有する拡充5ヶ年計画は勿論産業組合自体の拡充計画として立案されたが内容的には農村経済計画の線に沿つたものであり、産業組合はその中心機関として農業政策の前面に押出された。

昭和12年日支事変の勃発に伴つて国内の戦時体制が強化されて産業組合は戦時統制の一機関となり昭和18年には農業団体法が制定せられ農会、養蚕組合等と合体されて農業会が生れ、終戦をむかえた。

五 協 同 組 合

協同組合が関連する小独立生産者について近藤博士⁽¹⁾は次のように述べておられる。

「これらの中小独立生産者はその上限は小資本家とも称すべきものからその下限は賃労働者より劣弱な経済を営んでいる手工業者小作農民に達するもの」であつて「彼等自身においては資本家的生産をするのではなく単純商品生産である。彼等の手許にある貨幣は資本として循環により拡張再生産することはできない。何故ならば彼等相互の取引よりも資本家との取引が重要な位置をしめておりこの取引において彼等と資本家との間の社会的経済的地位の差が歴然たる姿をとつて実現するからである。彼等の生産及消費における非組織性が資本主義社会における彼等の決定的特徴である」この非組織性という特徴は彼等のおかれている生産諸条件からくるので手工業者にあつては該産業における生力がおくれている結果道具や簡単な機械が生産過程に

(1) 協同組合原論 近藤康男 P10~13

において人間労働の補助をなす状態にあり農民経済にあつても同じような理由の結果として農業生産の主要な労働対象たる土地の所有が細分化し、このことが逆に農業生産の組織化をさまたげる方向に作用している。

独立小生産者の協同組合はその基底をこれらの多数の構成員の生産及消費の非組織性と社会生産という矛盾においている。近代的協同組合は報徳社、講のような中世的なものとの区別は産業資本との関係にあり、総資本の蓄積のために必要な独立小生産者の組織として存在する。ところで近藤博士は上のように独立小生産を規定して手工業者農民経済を代表するところのものとして区別せず、単純商品生産者として同一範疇において論じられている。即ち⁽¹⁾「手工業者の生産組合に関して述べたことは農村の協同組合にそのまゝあてはまる。けだし小農民も一種独立小生産者であるからである。商品販売者たる構成員の独自性が強く協同組合の形態に反映す即ち流通行程に接すること多くなつた小農民が所有関係従つて生産行程はそのまゝにして流通

(1) 前掲書

行程において大経営の利益を手に収めんとする妥協的方法が農村の協同組合であつて商業利潤、商人利潤の低減をはかると共にそのことによつて彼等自身の側に利潤の蓄積をおがうところの保守的小市民的意識に導かれた運動である。」

井上氏⁽¹⁾はこれに対して次の如く批判される。

「資本制生産様式、資本制商品生産の発現についての理論的基点は土地所有関係を全く捨象したる単純商品生産に置かれ-----これをいわば旧来の封建地代の消え失せた小商品生産が資本制商品生産への推展の理論的出発となつてゐる。だが歴史的現実的には資本制生産様式がその当初に農業において見出すところのものは、勿論かかる理論的基点＝単純商品生産そのものではなく、旧来の土地所有関係乃至はその分解過程に生ずる土地所有諸形態によつて制約されたところの小生産である。零細耕作農民による自由な土地所有が成立し、事実上封建地代が消滅した場合には、この自己の耕地を自ら所有する自営農民経営において右の単純商品生産なる範疇が最も直ちに具体化されているので

(1) 日本協同組合論 井上 晴丸 P.35 参照

あるが、この場合といへども理論的基点と現実的基点とを混同してはならない。

また、旧来の土地所有関係が一応消滅することなしに新たな土地所有関係に引き継がれる場合、地代についていえば、封建時代の最終形態たる貨幣地代がそのまま、資本制地代へと質的転化を遂げてゆく場合において、農業における小生産を単純商品生産の範疇に追いつ込むなどは、最早いかにしても誤れる立論と云わねばならない。

然し何れにしても協同組合の本質的な規定は、資本主義体制下の $G-W-G'$ の生産様式の中で考える限り、単純商品生産者組織としての理論的振動に立って日本農業の特殊性の下に考えざるを得ない。

こゝで日本農業の特殊性についてふれる必要がある。

昭和20年12月9日の農地改革指令には次のように述べられている。

- 1) 農地に対する農民の極端な過剰状態
- 2) 極めて不利な小作条件のもとにあるおびたゞしい数の小作人

- 3) 高率金利のもとにおける農家負債の重圧
- 4) 商工業にくらべて農業に対し特別に不利な政府の財政政策
- 5) 農民の利益を無視した農民及び農民組織に対する政府の権力統制

かかる農業の実態は農業それ自体の問題ではなく、所謂日本資本主義の後進性として人口に対してエンプロイメントが相対的に低い国民経済的事柄があり、半封建的關係はいつまでも脱却し切れないで農村に残り、それは農民の営む農業生産を資本家的企業でなく、零細な農民経済としてとどまらしめている。日本の農村経済はかかる資本主義社会における特殊条件の中で営まれているのであるが、協同組合成立の基盤と条件をなすものは、このような零細小農の存在とこれを維持せんとする農業政策にあつた。

協同組合は元来資本主義の発展に伴つて勤労者や中小企業者が自主的に協同してこれに適應することにあつたし、後進の資本主義国では政府が積極的な役割を果して官制的な組合となつていた。日本の場合、産業組合はこのような

背景において育成されて来た。独立自営農民を育成すること及びこれが農業生産力発展の担当者として中心的に考えてゆくことこそ農政の支柱であつた。

前掲の森林組合に関する統計によれば、これら構成員の実態は林地の零細所有が圧倒的に多く、農業を基盤とした家族経営を主とするものがあると同時に、大面積所有＝林業経営を営む少数者を包含する。その構成は質的には単純ではなく、組合に対する要求の階層的差異が大きく、日本の林業は農村社会の特殊性と密接につながっており、従つてかかる意味から森林組合の分析も、日本農業の国民経済的把握なくして理解しえない。

東吾野森林組合の発展(1)

目 次

1. 自然的条件.....	1
2. 土地利用状況	2
3. 社会的条件	3
4. 西川地方における木材業組合の発展.....	6
5. 設立前の経済的背景	12
6. 組合の概況	18
7. 経営内容	24
8. 役員員の性格	29
9. 林産事業	31

一. 自然的条件

この村は埼玉県入間郡の東部にあつて西武鉄道武蔵野線によると、池袋駅から西北方約1時間で距離にして約40 Kmの地点にある、飯能市に近い山村である。面積1,992町歩、秩父山系の支脈が北側の分水嶺となつて越上山（海拔560 m）頼振峠が隆起し梅園村、毛呂山町と境している。これから分岐した山の傾斜が、隣村吾野村を源として村の中央を流れる高麗川に迫つているので地勢は急峻である。長沢、井上、虎秀、平戸、白子の五大字はお互に天然の地形にさえぎられており、この村の経済的社会的な条件を考える場合に大きな特殊性をなすものと思われる。海拔高は120 mから580 mの間にある。平坦部は僅かに高麗川の沿岸に点在している。地質は秩父古生層に属し、平均温度13.8℃、年降水量1,750 mmで杉松の生育に適するといわれている。

二. 土地利用状況

本村の総面積 1992 町歩 を地目別にみると次表のようである。山林原野が総面積の 85% を占めており耕地面積は僅かに 7% で、しかも耕地面積 137 町歩の中で水田の占める面積は 2 町歩に過ぎない。これらの耕地は主として高麗川沿岸

地目別	面積	割合
耕地	137 町	7 %
宅地	21	1
山林原野	1683	85
その他	151	7
計	1992	100

耕種別面積

種別	面積	主な作物
田	2 町	米
普通畑	109	陸稻, 麦, 甘藷, 馬鈴薯, 大豆
桑園	25	
果樹園	1	柿, 桃, 栗等散在す
計	137	

山頂の陽光に恵まれたゆるやかな傾斜部を用いた畑作農業が

営まれて、宅地やスギ、ヒノキの人工造林地は耕地の下方に連なっている。天然雑木林は今は殆んどみかけず、山林の約 1 割程度に過ぎない。そして昭和初期までは木炭、養蚕収入が主要な現金収入の途であつたが、戦後はそれがなくなつて、木材収入が大きな比重を占めるに至つたことは土地の利用形態を一変させた。

に開けたわずかな平坦地に人家と共に散在しており、山脈の傾斜した山林に接隣している。前にも述べた通り、この村は地形的に急峻で谷の深いところでは日照時間が短かく生産条件が劣っているため、阿寺、風影の部落は

三 社会的条件

1. 人口 戸数

昭和27年7月1日現在における総人口は2,743人で、戸数492戸である。これを累年の変遷で見ると次表のようである。

年 度	大正 9年	昭和 5年	" 10年	" 15年	" 20年	" 25年	" 27年
総人口 (人)	2528	2575	2532	2469	3188	2828	2716
戸 数 (戸)	437	452	450	447	603	501	488

戦時中村の人口が急激に減少したのは応召と軍需工場への徴用にあるが、終戦後人口は一躍増加したのは、応召並びに徴用解除による都市からの帰農者のためであり、食糧事情、戦災による一時的現象であって昭和25年に入ると再び人口は都市に向って離村の傾向が強い。

職業別就業人口を見ると、

職 業	公務員	工 員	農林業	日 産	商 業	村内団 体取員	会社員	取 入	その他	計
人 数 (人)	126	125	250	175	33	37	72	30	15	894

この表をみると農林業に携わるものが250人で最も多く、次に日産175、公務員の126人となつてゐる。農林業従事者は全体の1/4にすぎないことは本村の耕地面積が極めて狭いこと、土地生産力も低いことから農林業のみで生計を維持出来ない為に兼業収入に頼らなければならないことを物語つてゐる。中都市近郊村として交通にめぐまれ、飯能市、豊岡、川越、東京等へのサラリーマン、工員として通勤者が多い。自給自足、家庭菜園的な農業が営まれて、亦二種兼業者が大多数で、この点は次の村民所得を見れば明らかである。

種 別	給与所得	林業所得	農業所得	営業所得	その他	計
%	43	30	10	7	10	100

四. 西川地方における木材業組合の発展

西川地方の林業の発展は江戸開幕の当時にはじまる。江戸を中心とした関東一帯に城下町が形成され、商家住宅の建築、橋梁の架設が行われて、木材の需要が高まるにつれて周辺の森林から伐採された。

天和2年(1682年)に江戸の大火があり復興用材としてこの地方から流送されたと云われている。西川材木業聖堂誌によると「寛文年間に至り漸く人工植栽をなすものあるをみ、降つて元禄の頃となりこれら人工林の伐採搬出をなしたるをみる。当時今日の入間郡水富村に当りて本流通しなる堰所を設けたるものあり。しかれども当時は多くは管流のみを行い、未だ筏流は起らざる如し」と云っている。その後次第に筏流の方法も備わり筏数も多く、明和9年代官用奈半左エ門より筏運上を命ぜられている。

筏流が盛んになり元締の数が増したが、川筋の故障は露骨であつた。筏流にあたつては水害防備工事、渡船場、氷車、堰場等通行の故障を生じ、河川橋梁の修理に多額の費用を要

求された。又洪水には流木があり、これは山から伐出した木材を河原で筏に組んで積重ねたまゝ増水を待つ間、たまたま筏の出水のために筏をつなぎとめる暇もなく、遂に流木となることがあつた。筏の組み方は目途編と胴編で、目途編は木材の両端にそれぞれ一つづつの孔をあけ、用材を3尺5寸乃至4尺幅にならべ、雑木を横にしたものを孔を通して竹縄、又は藤でおむ。胴編は主に足場材の細き細材をおむに用いられた方法で、腋木で押えて縄で一本づつ結び別に穴をあけない。

筏の長さは普通4枚を前後につなぎ、これを一人乗りとした。この筏24枚を一艘と称したが、上流は流れ早く岩角多くて操るのは容易でないが下流は水量も多く流れもゆるやかで二人乗りを一人乗りになおし、入間川から荒川を下つて江戸に入つた。

筏は明治以後通路の改修が進み、荷馬車が通るようになっても依然として行われたが、大正4年西武鉄道の開通によつて貨車輸送になり、次いでトラックの発達によつてこれにかわり、木材市場の衰退があつた。

天保9年木材業者の団結によって「筏仲間」なる組合が出来た。これは後に文化年間に「三川荷主仲間」と改名したものであるが、その組合成立の発端をなしたのは、筏流に伴う自然的人為的災害に対する解決のためであつたと云われている。⁽¹⁾ 先に述べたように筏川下げは、その途中いろいろの障害、紛争が絶えなかつた。水中に堰普請と称して川中に杭を打ち「筏通行相成難し」として立札をして通過をさせないとか、河川橋梁の修理に多額の費用を要求する貢加金等に支出が重なつた。例えば西川林業丞宮誌はこの事情を次の如く述べている。「入向川流域にありては所々に用水堰ありて筏流に際し堰代及橋木代と称して筏一艘につき150文宛の出金をなし、漸く通過しうるの狀態にて、当時一ヶ年筏出数2,000艘位なりしを以て合計金250両の堰代を出さざれば通行しかたく、且つ所々に悪漢ありて筏の通行を妨害し酒代を要求掠取する等の悪習ありて容易に運材し能わざりしたため、明和9年伊奈半左エ門の筏運上金の上納を命ぜられたが、これを拒絶したといつてゐる。しかしこうした紛争にもかかわらず、一度江戸に出荷した場合の利益は莫大にのほつたため

元締の数は次第に増加して筏流は頻繁に行われるようになった。

こうして地元との紛争が重ねられていたが、川筋の故障は容易に解決せず、これらの事情から筏師仲間は一層の同業者の結束をかためる必要に迫られて、天保9年4月筏仲間なる申合せ組合が作られたのであつた。

明治以降この地方の木材の需要は益々増加し、道路の発達にもかゝらず運搬費用の関係から自然の流れを利用する筏流しは却つて頻繁となつた。明治22年同業者惣代人会議の上三川荷主仲間なる名を改めて、西川材木商組合を設立した。新規約によると、堰場通行杭木代や敷引を徴収して組合費にあてた。杭木代は筏一艘に4銭、敷引は角材に課する角敷、丸太材に課する並敷、松丸太に課する松敷があり、明治22年には角敷1円30銭、松敷、並敷は80銭に値上げされた。

明治38年に公布された重要物産同業組合法により、明治42年7月武州西川材木商同業組合の設立が認可され、荒川の支流たる入向川流域埼玉県入間郡の内、飯能町、加治村、原市場村、元加治村、永富村、南高麗村、柏原村、霞ヶ関村、

秩父郡の内、名栗村、吾野村大字南、東京府西多摩郡の内成木村、小曾木村のノ町ノ村ノ大字を地区とした。

更に大正4年4月西武鉄道の開通によつて従来川又は陸上輸送が川越至由であつたのが西武鉄道に切替えられた。大正11年高麗川流域における高麗川伐木組合が合併した。

以上木材業組合の発展の方向を辿つてみると、当初は木材業者の人為的自然的障害に対する共同防衛、相互協力の団体として発達して来たが、明治以降資本主義の発展に伴つて木材需要が国内産業の拡張のために益々増大し、この地方の木材の生産取引が活況を呈してくるにつれて、明治中期以降には組合の活動は商業経済面に於けるものが中心的となつた。例えば木材向屋に対する商取引を円滑ならしめるため明治22年南千佳に組合出張所をおき、筏繋留所を設けて荷捌をした。筏師の負担はこれによつて著しく軽減された。又販路の拡張信用の拡大のために製品検査の励行であつた。又展覧会への出品、宣伝等によつて西川材の声価を高めることに努力した。

交通網の発展は全国的に生産を拡大した結果、新たに競争的地位を確保した林業地、外材進出のために販路の確保は対

抗上当然とらなければならない組合活動であつた。

註1、沿海材明治40年東京向屋に入荷した。昭和2,3年には24万石、外材3,44万石が輸入せられた。

註2、昭和10年県下に21組合をつくり、連合会を假能に設けて正量取引を励行した。これ以前には木材業組合は西川木材業組合が唯一の存在であつた。

註3、假能町に木材市場が成立したのは大正8年であつた。これまでは木材は筏流によつて川越至由を通りて東京方面に出荷していた。

支那事変の拡大と共に木材業界は統制必至の情勢におかれ、昭和16年6月木材統制法が施行されて日本木材株式会社の設立に引続いて中核株式会社⁽¹⁾の設立をめぐつて企業整備に直面し、製材工場の買収、業者の転廃業により組合は解散した。⁽¹⁾終戦後昭和21年林業会法の実施により、林産組合が設立されたが、進駐軍兵舎用材賠償物資撤去梱包用材及び都市の復興用材の供出、輸送証明書の発行等を行う統制事務の役割を果たすに過ぎなかつた。林業会法の廃止に次いで木材協同組合が設立されたのは昭和25年であつたが、業者に運営の熱意なく、1ヶ年で解散し新たに業者間の親睦機関として存続している。

(1) 民間から見た木材史 吉田 好彰著 木材新聞

五. 森林組合設立前の経済的背景

本村の森林組合は森林法の改正を契機として昭和16年設立された。設立の目的は施業の調整による森林の計画的生産にあり、県の林務課の勧奨によるものであった。当組合の発足の過程をみるに先立つて、すでにその先駆的な形態とみられる産業振興会の成立について知るためにその頃の経済的発展の概要を述べる。

この村は徳川時代から木材の流送がひらけ木炭、養蚕、生糸の生産が盛んで貨幣経済の浸透は早くからみられた。大正期に入ってから自給作物として農家経済を支えて来た米、麦、甘藷は次表にみられるように大正末期を頂点として減少し、繭、畜産及び家内工業として支配的であった生糸、生絹の製造加工は逐次増加してゆく傾向がみられた。

ところが日本を襲った農業恐慌は全国的に米麦をはじめ雑穀、工業作物の暴落を引きおこし、殊に高潮にあった繭について1929年の恐慌を転機として米国の絹織物の需要が減少し、人絹の大量生産が出現するに及んで糸価の低落は決定的

主要年度生産調査(東吾野村)

年度	米(石)	麦(石)	甘藷(石)	繭(石)	畜産(円)	工業(円)	木材(石)	木炭(石)	1人当 生産額(円)
大正 12年	128	921	75,000	13,514	2,938	184,010	27,585	35,000	229
14 "	128	910	77,705	16,139	5,612	215,473	8,650	22,770	192
昭和 2年	99	531	46,500	15,235	4,245	189,195	7,800	15,200	150
5 "	58	399	49,880	16,160	2,532	108,631	10,202	7,650	82
7 "	56	569	53,940	14,170	3,289	93,370	18,800	32,940	82

になり、先進養蚕地方の農家の専業化への道はとざされて再び副業的地位に引戻されることになった。しかも次表にみられるように、所謂シエールによつて農産物の価格の低下はこれに対応すべき生産費の低下を期待されなかった。

区 分	東京卸売 物価指数	農産物 価格指数	農村需要品 価格指数
大正14年平均	100.0	100.0	100.0
昭和元年 "	89.4	85.3	87.8
" 2年 "	84.0	72.7	82.8
" 3年 "	82.2	70.8	80.7
" 4年 "	79.5	70.5	76.8
" 5年8月	63.6	70.7	62.9

備考: 近藤康男著 農民経済の諸問題 24頁

人口1人当の村民所得は大正12、13年において229円、212円であつたものが、昭和5年においてはその $\frac{1}{3}$ の82円に低下した。しかもかえつて都市における失業の増加は離村人口の帰農化への傾向を逆進する結果をつくつた。生糸手工業を中心とした農家は村内に多数存在していたが、何れも需要の圧迫と都市大資本の競争のために破綻に瀕して村内労資の抗争が都市の風潮に乗じて村民間にひろがり、又部落間の財政上の対立が学校問題を中心として激化した。

かくして昭和5年埼玉県元産業技師であつた加藤只三郎氏が外部から推されて村長に就任し、産業振興会を設立して村経済の振興策を計画した。それは村外支出を節約せんとする自給経済への道と村内産業の振興への道を根幹とするものであつた。

産業振興会の組織は、諸産業を農事、林業、畜産、養蚕、副業の5部に分つて各部落から夫々委員5名を送出して運営にあたるものであつた。部落計画が集計されて村の計画として検討された。

従来この種の指導機関としては農会があつていたが、徒

らに官僚的な上意下達機関という形式的な活動、消極的な政策に墮しており、賦課金のみを徴収されるという非難に対して総合的積極的な産業振興策を要請する気運が村民の間に強く醸成された。昭和5年度農会事業成績報告によれば下に見られるように

- (1) 小学児童による尺取虫の駆除
- (2) 蔬菜、馬鈴薯種子の共同購入
- (3) 農産物品評会の挙行
- (4) 生糸製造機械共同購入

その業務の内容は技術的附随的業務の一端であつて、到底村経済の再建を期待するに足らずとみられたからに外ならなかつた。然らば産業振興会の名において如何なる指導が行われたか。その目標とするところは自給経済の確立、消費生活の改善合理化、隣保共助の精神の高揚であつた。

この運動は他の町村と同様に部落を中心として全村運動の形で各階層を通じて熱心に進められた。

農業恐慌の深刻化に伴つて昭和7年政府は農村匡救策として農村経済更正運動がとりあげられ、昭和7年9月農林省経

済更生部が設置せられ、今年10月「農山漁村経済更生計画に関する訓令」が発せられた。この村ではすでに産業振興会としての実質上の活動があつたから、他村に先立って更正指定村にあげられたのであつた。訓令は次の如く述べている。

「農山漁村疲弊の現状に鑑み、其の不況を匡救し産業の振興を回して、民心の安定を策し進んで農山漁村の更正に努めるは刻下緊急の要務たり。政府はさきに之が救済に関する應急的匡急策をたて、今やその実行につき最善の努力をつくしつゝありといえども、これらの施設をして当面の一時的効果に止まらしめず、農山漁村の経済生活を安定せしめ更に将来に向つてその福利を増進せしむるがためには、現下農村疲弊の由来せる素因がたゞに輒近内外経済界の異常なる不況に原因するのみならず、深く農村経済の運営及び組織の根底に横たわるものある実情を明らかにし、農山漁家の自醒を促すと共に其禍因の芟除に努力せしむる要あり。-----」云々。即ち農村不況の原因を単に一般不況に関連せしめるのみでなく、農山村経済機構自体の矛盾に求めて根本的原因を追求せんとするものであつた。

本村に於て経済更正委員会創立に関する協議会が昭和7年11月17日に開催せられ、指定村に指定せられた全過報告の後、委員の選任の件について議長の命によつて詮衡委員として区長大野伝十郎、村農会長浅見保太郎、村議員石田権左エ門、村吏小林寿一、産業組合長井上正太郎、養蚕実行組合長小杉義彰、小学校長大沢文蔵、消防組頭大野元吉の諸氏を指名した。

初代林業部長には当時村助役であり県会議員の取にあり西川木材同業組合長として活躍していた浅見保太郎氏が就任、林業部当面の目標として、道路網の完成、苗木養成、磨丸木の品評会、講習会、造林品評会の開催、木炭倉庫の設立を計画した。

六、組合の概況

東吾野村森林組合は昭和16年に始めて設立された。その当時支那事変はすでに5年越の長きに亘つて——尚今後何年続くかわからない——大東亜共栄圏の建設を目標として戦われていたのであつた。当時の言葉を借りて言えば、歴史的転換期の前夜にあつて、森林組合問題は戦時経済体制の一環として果すべき本村の大きな課題として映つていた。

森林組合の設立については県の指導督励があつて促進されたのであるが、昭和14年の改正森林法16又条に於てその目的を「組合員の所有する森林につき自ら施業をなし、又は組合員の施業を調整し以つて森林生産の保続をはかる。」ことにおいていたので、当時の戦時経済機構の確立が急務として要請せられていた事情から、西川地方の各村に相次いで結成されていった。

しかし先駆的な運動は已に存在していた。それはこの村では農業恐慌の発生した昭和5年産業振興会が結成されて農事、林業、畜産、養蚕、副業に亘る各部門に分れて不況対策が講

じられて来たし、更に昭和7年経済更生計画村として指定されて以来農村経済更生計画の樹立とその組織体制の確立は一応完成されていたので、村長、部落長、及び経済更生委員会を構成する人々を中心として12月23日設立協議会がもたれ、16年5月追補責任森林組合の設立登記が完了された。当時の森林組合に対する一般村民の観念又は指導者の意見は「爾今本村山林に關する統制は本機関を通じて全面的に強化することになり、施業より植林、伐採、製炭に至るまで国策に順応したる方針によらんとする」にあつた。また昭和17年県林務課の手によつて施業案の編成が完了したが、その当時の記録によれば「本年度よりは林業家は施業案の指示するところによつて、自ら伐採して本組合を通じて日本木材株式会社に販売するものにして、各部落は本組合と協同して円滑なる運営を希望する。尚本組合は施業案により伐木、造材、重材、薪炭の製造、樹苗の生産、造林等の経営指導をなし、これに要する資材等の調整をなすものなり」とする。事實は地木社の設立によつて集荷されたのであるが、当時すでに統制機構の一環としての任務を期待されていたのであつた。

設立当時の組合員297名で地区内の1反歩以上の森林所有者を以って構成されたのであるが、組合長には当時の村長であり県会議員であつた浅見氏が就任した。木材統制法の実施によつて組合の運営は専ら林産事業を中心として終戦を迎えたのである。戦後の混乱時代を通じて経済事情の激動、木材界の変動にも拘らず設備の拡充によつて堅実な基礎をきづいたものは地理的条件にめぐまれたことと役取員の一致した協力にあつたと思われる。27年森林法の改正により新森林組合に移行した。その概要⁽¹⁾は次の通りである。

1. 地区内の森林の状況

面積 地区内私有林の総面積 1,683 町
 内組合員所有森林の総面積 1,490 町
 蓄積 地区内私有林の総蓄積 660,000 石
 内組合員所有森林の総蓄積 600,000 石

2. 森林所有者数及組合員数

地区内所有者数 359人 組合員 228人

3. 組合の出資規模

出資金総額 1,333,400 円 総口数 6,667 口

4. 組合員の階層別森林所有の状況

所有規模 区 分	5 反 未満	5 反 ~ 1 町	1 町 ~ 5 町	5 町 ~ 10 町	10 町 ~ 50 町	50 町 ~ 100 町	100 町 以上	計
地区内居住の者	14	28	85	30	35	5	1	198
地区外居住の者	5	11	9	5	.	.	.	30
計	19	39	94	35	35	5	1	228

5. 取員の状況

事務取員 2人 生産取員 2人
 技術取員 2人 工場労務員 19人
 その他 1人 計 26人

6. 損益計算書（昭和27年度決算書）

区 分	収入 (円)	支出 (円)	区 分	収入 (円)	支出 (円)
教育指導事業	26,000	26,000	利用事業		
貸付事業	25,938	21,500	施業受託事業		
植苗生産事業			その他の事業		
林産事業	13,786,464	12,004,297	一般管理費		1,699,494
販売事業			小 計	14,159,731	13,918,803
購買事業	43,084	55,236	事業外収支	360,009	253,315
加工製造事業	228,245	112,276			
保管事業			合 計	14,519,740	14,172,119
当年度中差引き益金 347,621 円					

(1) 昭和28年調査

7. 貸借対照表

資 産 の 部		資 本 負 債 の 部	
現 金	330,288 ^円	順掛金未払金	2,819,773 ^(円)
有 価 証 券		短期借入金	2,603,476
売掛金未収金	1,083,345	前 受 金	32,706
立 替 金	353,019	預 り 金	366,212
棚 卸 資 産	3,480,322	引 当 金	369,083
そ の 他	480,000	そ の 他	
流動資産計	5,726,974	流動負債	6,263,250
有形固定資産	1,808,069	長期借入金	
無形固定資産		伐調資金借入金	1,650,000
外部出資	1,794,100	農村復興資金借入金	
		そ の 他	
固定資産計	3,602,169	固定負債計	1,650,000
		払込済出資金	861,395
		諸 積 立 金	150,167
		自己資金計	1,011,562
損 失 金		(剰 余 金)	404,331
合 計	9,329,143	合 計	9,329,143

8. 共同施設の内容

事務所 2棟 16坪 倉庫 2棟 32.5坪
 製材工場 1棟 114坪 40馬力 月平均製材量 550石
 トラック 大型 2台 木馬道 19線 10軒

9. 教育指導事業の内容

区 分	樹苗養成の指導	植栽の指導	撫育の指導	間伐の指導
指導を受けた者の 年間延 人 数	5人	20人	10人	20人
指導を受けた年同 の延 面 積	1町	20町	5町	10町

10. 貸付事業

区 分	貸付件数	金 額
転貸資金によるもの	6件	1,650,000円
組合自体の資金によるもの	3	180,000

11. 林産事業

素材生産高 6,500石 (組合員外より買ったもの450石)

12. 購買事業

苗木 79,988本, 264,101円

13. 加工製造事業

区 分	直 営 の も の			賃 扱 の も の	
	加工数量	販売数量	売上高	加工数量	受託手数料
板 材	850 ^石	850 ^石	2,762,500 ^円	1,400 ^石	228,245 ^円
角 材	2,760	2,760	8,970,000		
その他	632	632	13,786,500		
計	4,242	4,242			
木 工					
計	4,242	4,242	13,786,500	1,400	228,245

七. 経 営 内 容

1. 出 資 額 と 払 込 状 況 に つ い て

組合の設立地区は東吾野村の地域とされ、定款によると1反歩以上の山林所有者の加入の義務があつた。創立当時は所有面積5反につき1口を標準とし1口金額を10円とし毎年度1円の払込で充足した。昭和17年度における出資口数は1,666口、組合員数297名であつた。昭和18年度になつて直営組合としての出発をすることになり、資金の必要から定款を変更して1口金額を30円に引き上げ、従つて毎年度の払込金額を3円にすることに變更した。21年度においては前年度の剰余金747円を出資に充当、更に23年には出資口数が面積5反当1口であつたものを1反について2口としたため出資口数は14,462口に増加し、払込出資額は前年度49,872円から289,950円に増加した。26年における新組合に移行の場合には組合員は新定款にもとづいて任意加入として組合員の出資口数に制限を設けなかつたが、協同組合としての発展のために経済的基盤の確立強化という意味から出

資額の増額の方針をとり所有面積1反に1口の割合として勧誘された。出資1口の金額は200円、3回に分けて払込を完了した。

組合員出資払込状況

年次	出資口数	1口当金額	金 額	当年度払込額	年度末高	備 考
17	1,666 ^(口)	10 ^(円)	16,660 ^(円)	1,666 ^(円)	1,666 ^(円)	
18	1,666	30	49,980	2,904	4,570	
19	1,666	30	49,980	5,296	9,866	
20	1,666	30	49,980	5,077	14,943	
21	1,666	30	49,980	5,793	20,736	
22	1,666	30	49,980	29,136	49,872	
23	14,462	30	433,860	240,078	289,950	
24	14,570	30	437,100	116,190	406,140	
25	14,570	30	437,100	—	406,140	
26	6,614	200	1,322,800	18,150	424,290	
27	6,667	200	1,333,400	437,105	861,395	

2. 財 務 の 推 移

組合経営の推移を財務の面から貸借対照表を通じて検討してみよう。出資金と払込状況についてはすでにのべた。

資産面においてその構成内容をみると、固定資産では戦前

において3%（昭和18年）～4%（昭和20年）の割合を示していたが戦後は一躍30%（昭和22年）～26%（昭和27年）にたかまつている。貨幣価値の変動があるので絶対額での比較はできないが、戦後において前にのべたように山元工場としては珍しい製材設備や貯木場、倉庫施設を完備して生産と歩止りの向上をはかったことである。そのために固定資産額が自己資本額を上廻るという現象、すなわち固定比率は表にみられる通りであつて、戦後出資額の増加にかゝわらず短期

年度	流動資産	固 定 資 産			総資産	流動負債	そのうち 短期借入金	払込済 出資金	積立金
		有形固定資産	外部出資	固定資産計					
18	410,626	9,600	2,810	12,410	423,066	414,812	170,312	4,570	3,077
19	679,867	20,690	12,601	33,291	713,158	692,262	56,295	9,866	10,789
20	1,011,585	30,095	12,791	42,886	1,054,471	1,017,495	6,295	14,943	19,966
21	2,024,915	462,137	12,721	474,858	2,499,733	2,451,822	150,000	20,736	26,286
22	2,555,993	1,064,186	8,581	1,072,767	3,628,760	3,546,261	853,911	49,872	31,176
23	1,619,341	1,203,731	8,240	1,211,971	2,831,312	2,474,384	730,000	289,950	36,327
24	2,510,106	1,271,361	10,140	1,281,501	3,791,607	3,318,831	460,000	406,140	59,056
25	1,738,317	1,263,483	10,140	1,273,623	3,011,940	2,213,568	430,000	406,140	72,662
26	4,850,784	1,169,658	41,820	1,211,478	6,062,262	5,074,512	963,888	424,290	235,752
27	5,726,974	1,808,069	144,100	1,952,169	7,679,143	6,263,250	2,603,476	861,395	150,167
28	8,743,473	2,731,721	144,100	2,875,821	11,619,294	9,643,418	5,901,411	1,333,400	210,600

借入金をもつてまかなわれている。

貸方では負債総額は総資本額の87%（昭和23年）80%（同27年）83%（同28年）を示しておりその内容は買掛金、預り金であるが、借入金に対する依存度が大きいことである。昭和26年以降3ヶ年にわたる資金運用状況を表に示すと

年 度	昭和		
	26年	27年	28年
出 資 金	660	1,011	1,544
長 期 負 債	0	0	0
長 期 資 金	660	1,011	1,544
固 定 資 産	1,211	1,952	2,875
長期資金不足	551	941	1,331
短 期 負 債	5,074	6,263	9,643
内 買掛金未払金	3,755	2,819	2,214
借 入 金	963	2,603	5,901
そ の 他	356	841	1,528
総運転資金	4,523	5,322	8,312
棚 卸 資 産	2,474	3,480	6,194
運 転 資 金	1,549	1,842	2,118
剰 余 金	327	404	4,318
当 座 資 産	1,876	2,246	2,549
内 現金預金	145	330	645
売掛金未収金	501	1,083	1,200
そ の 他	1,230	833	704

当期末 処分利益	自己資本計	流動 比率	負債率	固定比率
607	8,254	99%	5025	150
241	20,896	98%	3312	159
2,067	36,976	99%	2751	117
889	47,917	82%	5116	991
1,451	82,499	72%	4298	1,300
30,651	356,928	65%	693	339
7,580	472,776	75%	702	271
319,570	798,372	78%	277	159
327,708	987,750	95%	513	122
404,331	1,415,893	91%	442	138
413,876	1,975,876	90%	488	145

この表からみられるところでは次のような物価の変動を考慮に入れても運転資金の増加とそれが借入金に依存してその

年 度	昭和 25年	全 26年	全 27年	全 28年
杉角材	73	100	119	181
総平均	72	100	102	103

比率が非常に高いことがみられる。金融事情がこの組合の中心的課

題であること、森林組合が経済事業に挺身した場合におちいる弊の困難であることを示している。

八、役 職 員 の 性 格

創立当時の定款によると、理事7名、監事3名となつてゐるが、理事5名、監事3名をもつて出発し事業の方針が確立して来た昭和18年度において2名を追加している。

森林組合の設立には先に述べたように農村更生委員会林業部の組織と事業を全面的に引き継いだ関係上、委員会林業部の幹部、世話役は部落会を通じてえられ、これが総会において形式的に送出されたものであつた。かくて森林組合は時局林業の要請を上意下達してそれを遂行してゆく上からも部落組織を委員会からうけついた。

従つて役員の送出改選は定款によつて3年毎に行われて来たが、各部落区長といったような地域的代表者が総会送挙に先立つて組合幹部と共に部落会で舞台裏の工作によつて決定せられた。

役員、林野所有面積をみると、中規模乃至大規模所有者が殆んどを占めており、組合員1人当平均よりもはるかに高い。農業経営規模についても同じことが云えるのであつて、村の

中でも役員の経済的背景、社会的地位についてみても村長、区長、村会議員、国体役員、会社重役等を兼取歴任しているものが多い。

加三の特徴は役員を経歴が何れも長いことである。次表の通り設立当時から現在まで引続き就任しているものが6名あり、その他のものも三、四期に亘るものが少なくなく、辞任の場合以外には退任の例がない。

氏名	職 名	在 任 期 間		同年数	退任理由	兼 任 状 況
		自	至			
A	元組合長	昭和16年	17年	1	死 亡	村 長
B	組 合 長	"	在 任	14		組合長、村長、農協
C	元組合長	"	23年	8	公取追放	村 長
D	元専務	"	在 任	14		収入役
E		"	23年	9	追 放	
F		昭和18年	27年	8		
G	専 務	昭和16年	在 任	14		収入役
H	常 務	"	"	14		
I	"	昭和23年	"	6		
J	元 監 事	昭和16年	"	14		会社重役
K	"	昭和18年	27年	9		
L	"	昭和16年	在 任	14		
M		昭和27年	"			
N		"	"			村 長
O	監 事	"	"			
P	"	"	"			

九、林 産 事 業

設立の当初森林組合の目的は定款に示された通り、改正森林法の趣旨に基づいて施業案の編成とこれに基づく計画的な森林施業の調整にあつたことは勿論であつて、林産事業と云う至済面を担当することよりも、森林施業案の実施を通じて森林生産力の維持培養に主力を注ぐことであつた。

当組合は追補責任出資組合として発足し、至済事業の遂行を否定するものではなかつたけれども、従来からの確固たる地元の木材業者製材業者に対抗してこの方面へ事業を拡大してゆく意図はなかつたようである。それは浅見氏のような本村の有力者であり、後に村長、組合長へ送出された支配層が明治末期から製材所を設けて林産事業を経営していたから、組合自らがこれと競争の地位に立つことはできなかつたからであつた。勿論先に述べた産業振興会や農村更生委員会林業部に於て、すでにとり上げられていて、彼等と競合することのなかつた分野、パルプ材、杭木、桧掛用材等の生産販売の斡旋や、副業部で行つていた下駄の製造、製箸事業は本来的

な林産事業であるよりも山村経済の振興奨励策であつたから、この限りに於いて業者とは何等競争するものではなかつたから、当組合に引継がれて実行された。林業部の農村更正委員は森林組合幹部に転出した。

かくして昭和17年暴林務課の指導によつて施業案が完成して、伐採計画の調整と撫育間伐の指導、立木の評価が主たる事業であつた。然るに時局の進展につれて、国内総力をあげて軍事力の増進に向わしめることゝなつて、昭和16年の木材統制法の公布は昭和12年の輸出入品等統制令に基いた木材行政措置の強化であつて、戦時体制下の木材の生産配給機構の一元化を目的としたものであつた。従来の木材業者は自家の転産業により、取員として地方木材株式会社に吸収せられ、森林組合はこの下請機関として木材増産の一翼を担われ、後に供木組合、木材生産事業を続ける結果となつた。

さて施業案の編成は昭和17年度に完成せられ18年度から実行年度に入つた。

実行計画は更生委員会林業部の運営の先例があつたので、部落組織が活用せられて部落単位に林班の伐採箇所が決定さ

れた。戦争が苛烈となると共に応召、徴用者が相次いで、労務の絶対的な不足を招来し、且つ食糧増産確保の要請による労働の強化は、木材の伐採にかゝる労務の面から困難を加えるに至つた。立木の供出は「御国のため」と云う一言のもとに森林所有者の諾否と云ふことは問題ではなかつたし、また供出を誇とする風潮すら一般的であつた。そこで伐採計画は単に樹立するに止まり、実行面においては生産割当量の完遂が刻下の問題であつたから、労務調達に御都合主義によつて部落の責任生産という形で伐採や搬出等増産の容易な林分から選択伐採せられた。

更に労力問題と共に軍需材生産につゞく輸送の困難にあつた。伐採木が輸送の逼迫によつて山元に滞貨し、このため昭和19年宮城用材確保のため深沢部落に駐屯していた東京都下の2個中隊が伐採木のトラック輸送、貨車輸送を直接担当し、飯能市に駐屯した大松部隊は組合製材工場の運営一切を行うに至つた。

当時軍に於ては軍用材確保のため木材伐採隊を編成し、川越市を本部として高麗川村に出張所を設けて、この地方の兵

力伐採を強行した。しかし、本村では森林組合の責任伐採の完遂を理由にこの強行を拒否することができた。これには村内某氏の所有の天然モミの老大木数百石が空しく路傍に放置されたまゝであつたため、供出の隘路は伐採よりもむしろ輸送にあると主張して兵力伐採を回避したに外ならなかつた。

(1955年2月)

東吾野村森林組合運営に関する要項 (昭和18年7月17日実施)

- オ1. 東吾野村森林組合業務執行細則の要項に基き組合内に庶務部及業務部を置く。
- オ2. 庶務部内に庶務係及会計係を独立せしむ。
- オ3. 造林及薪炭供出に関する事務は当分の内庶務部に於て之を行ふ。
- オ4. 業務部は主として木材増産を目標とし木材係及製材係を置き割当の完遂を期す。
- オ5. 木材係は伐採計画による山林の毎木調査、伐木、採材、運材出荷供出に関する事務及実務を掌る。
- オ6. 製材係は組合製材工場の管理に任じ且製材に関する一切の事務を担当としむ。
- オ7. 村内を4班に分ち班長及副班長若干名を置き木材生産の現業に当らしむ。
班の区域及構成左の如し。

班別	区域	班長	副班長	労務者	摘 要
オ1班	白子、平戸	1名	3名	42名	上記の労務者数は林業労務手帳を有するものにして、之を有せざる労務者も亦本表外に加入す。
オ2班	虎勢、阿寺	1 "	2 "	30 "	
オ3班	井上	1 "	2 "	32 "	
オ4班	長天(除阿寺)	1 "	4 "	47 "	
計		4 "	11 "	151 "	

- オ8. 班長は本部の指示により労務者を指揮して木材生産に関する一切の責に任ずるものにして副班長は班長を補佐するものとす。
- オ9. 労務者は本村更正委員会労務部の方針に基き本組合業務部に直属するものにして、林業労務手帳所持者は勿論、所持せざるものも班長の指示に従い生産に従事するものとす。
- オ10. 従業者として業務の爲傷害を受けたときは其治療費は本組合にて支弁し且生活上の補助をなすものとす。

オ11. 従業者は許可なくして指定の作業を換へ又は他に出稼ぎすることを不得

オ12. 山林所有者に対する原木代仕払は出荷積算後賠償するを原則とするものなれども、場合によれば立木及素材買取を行うを經委託伐採のものにありても原木代は評価し置くものとす。

オ13. 前項の仕払は木材価格を以て清算をなすものにして委託伐採のものにありては木材価格より100分の10以内の手数料及伐出に關する経費を控除し、木材買取にありては公定価格の100分の8以内の手数料を控除して仕払をなすものとす。

オ14. 立木の評価をなすため評価委員を設け、評価委員は本部員、山林家其の内より組合長之を任命す。

オ15. 木材及製材したる木材は埼玉県森林組合聯合会に委託して制限会社に販売するものとす。但し必要ある場合は埼玉県知事の許可を得て出荷することあるべし。

オ16. 本組合は年度の成績により従業員に対し賞与を給す。賞与の金額は年度末現在に於ける木材価格概算の100分の3以内とす。但し其支給は7月及12月の2回に行ふ。

オ17. 労銀は本村更生委員会労務部及林業報議会の諮詢を経て組合長之を定む。

オ18. 伐木、運材は労務者代表をして請負はしむることあるべし。

オ19. 労銀は班長の報告に基き木材価之を検定の上会計係より仕払をなす。

但し本村産業組合の本人口座へ振込をものとす。

オ20. 本村林業報議会の組長を廃し農事実行組合毎に世話係を置く。世話係は本部の指示に基き班長と連絡の下に部落内労務者の統轄幹施に當るものとす。

組織変更特別総会議事録

1. 開会の日時場所

開会の日時 昭和27年1月28日午前11時
場所 東吾野村大字虎奈 福徳寺

2. 総会を組織する者の定数及総議決権数

総組合員数 301名 総議事定数 405名

3. 議事定足数 323名 決議権数 378

内訳 本人出席 112名 委任出席 120名

4. 招集者及議長の氏名

理事 組合長 井上正太郎

5. 会議の目的事項

オ1 東吾野村森林組合定款変更の承認を求むるの件

オ2 事業計画案の承認を求むるの件

オ3 出資払込期日及方法の承認を求むるの件

オ4 借入金最高限度決定の件

オ5 貸付金及利率最高限度決定の件

オ6 債務保証の最高限度決定の件

オ7 余裕金預入先金融機関決定の件

オ8 森林組合連合会組織変更参加の件

オ9 農林中央金庫増資の承認を求むるの件

オ10 役員選挙規程の承認を求むるの件

6. 議事録署名委員の選定

議長は選定方法を総会に諮り総会の議決に依り議長指名推薦を決定依つて左の者指名した。

栗泉信一 浅見義一

7. 議事の進行状況

議事は円満に進行した。

8. 議案に対しての質疑応答又は意見

無し

議事の要領

議長は定刻に至り出席。定数並に議事定数に達し、総会成立を告げ直ちに組織変更準備会経過報告をなしたる後直ちに議事に入る。

オ1議案 旧定款を廃し別冊新東吾野村森林組合定款案を組合員に配付。詳細説明書議の後原案通り定款変更の承認を満場一致可決確定した。

オ2議案 別冊事業計画書案組合員に配付朗読説明の上承認可決した。

オ3議案 定款オ16条の通り異議無く承認可決した。

オ4議案 借入金最高限度金200万円と満場一致可決決定した。

オ5議案 貸付金最高限度は30万円利率最高限度は100日に付日歩4銭と原案の通り可決した。

オ6議案 債務保証最限度は金300万円。ノ組合につき金30万円と決定した。

オ7議案 余裕金預入先金融機関は定款オ54条に示す通り可決確定した。

オ8議案 森林組合連合会組織変更参加の件は参加する事に異議なく決定した。

オ9議案 森林中央金庫増資承認を求むるの件は異議なく承認可決した。

オ10議案 役員選挙規程承認を求むるの件は定款末尾附置書東吾野村森林組合役員選挙規程オ1条よりオ20条までの原案通り審議の結果異議なく承認可決した。

以上議長は提出議案全部の議決終了の旨を告げる時刻28日午後零時50分閉会を宣す。

右会議の顚末を記載し議事録の正当なる事を證する為署名捺印する。

昭和27年1月28日 議長 井上正太郎
署名委員 栗原 信一
" 浅見 義一

オ1面 通常総会議事録

1. 総会の種類 通常総会
2. 開催公告期日 昭和27年5月31日
3. 招集通知期日 昭和27年5月20日
4. 開催場所 東吾野村大字虎秀福徳寺
5. 開催日時 昭和27年5月31日 午前10時0分

内 訳

正組合員 184名 (内本人出席 125 代理出席 59名)

正会員の出席者数が正組合員総数の半数以上にあたる。

6. 総組合員数 228名 (内訳 正組合員 228名、準組合員数無)

7. 出席者数 184名

8. 招集者及議長の氏名

理事組合長 井上正太郎招集と総会の選任に依つて議長となる。

9. 会議の目的事項

オ1議案 定款変更の件

定款オ32条中「この組合に役員として理事7人監事3人を置く」とある「この組合に役員として理事10人監事3人を置く」と改めることに満場一致可決した。

オ2議案 昭和26年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剰余金処分案承認を求むるの件満場異議なく別冊の通り承認した。

オ3議案 昭和27年度事業計画の承認を求むるの件、

本案は朗読説明の後原案の通り承認した。

オ4議案 組合加入金規約使用料及手数料規約役員報酬各議定の件 本件各案共朗読説明何れも原案の通り可決した。但し役員報酬に於て常任職員が選挙によつて常任役員に選任せられたる場合は職員給を応用することを認りたるに異議なく承認した。

オ5議案 ノ組合員貸付金最高限度決定の件、本案は最高限度20万円と決定した。

カ6 議案 借入金最限度決定の件。本案は最高限度300万円と決定した。

カ7 議案 相談役協力委員委嘱に関する件。本案は相談役若干名協力委員ノノ名委嘱することに決定した。

カ8 議案 議事録署名委員選任の件。本案は商法によつて議案を削除した。

9 閉会の日時 昭和27年5月31日正午時

議長はこの通常総会議事録を依り役員と共に署名捺印します。

議長	井上 正太郎
理事	井上 正太郎
"	中村 武雄
"	大沢 庄三郎
"	浅見 滄郎
"	大野 光三
"	橋村 喜助

東吾野森林組合加入金規約附使用料及手数料規約

カ1条 森林法カ95条及び東吾野森林組合定款カ20条により新たに当組合に加入しようとする者に対し加入金を徴収する。前項の加入の額は下記計算方法によつて定める。

カ2条 加入申込の前年度末決算期に於ける純資産より組合総出資額を差引其の残額を組合総出資口数で除した額を1口加入金とする。

カ3条 金額の計算に於て1口の加入金が10円未満の端数は切捨てる。

カ4条 この組合は定款カ22条の定むる所により使用料及手数料を徴収する。

カ5条 組合員の為にする資材を貸与したる場合は組合はその使用の限度を見積り当該組合員と相談の上使用料を徴収する。

カ6条 組合員の為にする諸申請は申込に対しその都度手数料を1件に対し金10円とする。

カ7条 組合員外の諸申請は申込に対し1件につき金10円徴収する。

カ8条 伐採調整資金借入に付ては法の定むるところによる手数料を徴収する。

附 則

カ9条 この規約は昭和27年6月1日から実施する。

組合員階層別購入木材量調

項目 所有規模	昭和25年度				昭和26年度			
	人数	件数	金額	1人当金額	人数	件数	金額	1人当金額
1町未満	7	7	85,915	12,274	3	3	93,500	32,833
1町~5町	17	17	407,354	23,962	10	16	777,515	77,752
5"~10"	7	8	880,823	125,832	7	10	769,530	109,933
10"~20"	4	4	648,000	162,000	3	9	797,000	265,667
20"以上	4	4	257,765	64,441	3	5	549,380	199,793
計	39	40	2,279,857	58,458	26	43	3,041,925	116,997

項目 所有規模	昭和27年度				昭和28年度			
	人数	件数	金額	1人当金額	人数	件数	金額	1人当金額
1町未満	3	4	201,102	67,034	7	8	417,200	59,600
1"~5町	18	24	1,962,769	109,043	12	14	1,308,000	109,000
5"~10"	10	17	1,868,366	186,837	4	6	714,876	178,719
10"~20"	2	3	590,000	295,000	1	1	248,000	248,000
20町以上	3	3	1,607,770	535,923	4	3	853,000	213,250
計	36	51	6,230,007	149,750	28	32	3,541,076	126,467

項目 所有規模	昭和25,26,27 3年平均				3年平均 利用率	備考
	人数	件数	金額	1人当金額		
1町未満	4.3	4.7	128,506	29,885	4.3	
1町~5町	15.0	19.0	1,049,213	69,948	16.1	
5"~10"	8.0	11.7	1,172,906	146,613	47.1	
10"~20"	3.0	5.3	678,333	226,111	50.0	
20町以上	3.3	4.0	821,638	248,981	47.1	
計	33.7	44.7	3,850,596	114,261	15.2	

組合員階層別委託木材量調

項目 所有規模	昭和26年度			
	人数	件数	金額	1人当金額
1町未満				
1"~5町	5	5	484,762	96,952
5"~10"	1	2	522,777	522,777
10"~20"				
20町以上	3	5	3,087,039	1,029,013
計	9	12	4,094,578	454,953

項目 所有規模	昭和27年度			
	人数	件数	金額	1人当金額
1町未満				
1"~5町	3	3	137,575	45,858
5"~10"	3	4	43,893	31,298
10"~20"				
20町以上	1	1	178,877	178,877
計	7	8	410,345	58,621

組合員階層別造林補助金交付額調

年度 所有規模 項目	昭和26年度							
	人数	件数	面積		1人当面積	補助金		
			全面積	使面積に対する割合		全金額	使面積に対する割合	1人当金額
1町未満	5	5	14.8	7.5%	3.0	14,475	7.4%	2,895
1~5町	11	17	67.8	34.1	6.2	65,320	33.2	5,938
5~10町	9	15	46.5	23.4	5.2	46,161	23.5	5,129
10~20町	2	3	26.5	13.3	13.3	26,117	13.3	13,059
20町以上	6	9	43.5	21.8	7.3	44,698	22.7	7,450
計	33	49	199.1	100.0	6.1	196,771	100.0	5,963

年度 所有規模 項目	昭和27年度							
	人数	件数	面積		1人当面積	補助金		
			全面積	使面積に対する割合		全金額	使面積に対する割合	1人当金額
1町未満	4	4	6.0	3.6%	1.5	6,413	3.2%	1,603
1~5町	18	20	58.3	35.5	3.2	68,859	34.1	3,826
5~10町	7	13	37.2	22.6	5.3	44,744	22.2	6,392
10~20町	2	6	24.5	16.9	12.3	39,476	20.0	19,738
20町以上	5	12	38.3	23.3	7.7	42,331	21.0	8,466
計	36	55	164.3	100.0	4.6	201,823	100.0	5,606

年度 所有規模 項目	昭和 26, 27, 28 年 平均								28 年 平均 利用率
	人数	件数	面 積			補 助 金			
			面 積	面積比率 %	1人当面積	金 額	金額に対する 割合 %	1人当金額	
1町未満	4.5	4.5	10.44	5.7	2.3	10,444	5.2	2,321	4.5
1町~5町	14.5	18.5	63.1	34.7	4.4	67,090	33.7	4,627	15.6
5町~10町	8.0	14.0	21.9	12.1	2.7	45,453	22.8	5,682	47.1
10町~20町	2.0	4.5	25.5	14.0	12.8	32,797	16.5	16,399	33.3
20町以上	5.5	10.5	40.4	22.2	7.3	43,515	21.8	7,912	78.6
計	34.5	52.0	181.7	100.0	5.3	199,297	100.0	5,777	15.5

組合員出資額面積調

階層	項目	組合員総括				東 吾 野 村 在 村				不 在 村			
		所有者数	口数	筆数	面積	所有者数	口数	筆数	面積	所有者数	口数	筆数	面積
総計	計平均	222 ^名	6,609	2,145	6,948,520	192	5944	1,999	6,116,925	30	665	146	831,525
			(29.8)	(9.7)	(31,300)		(31.0)	(10.4)	(31,818)		(22.2)	(4.9)	(27,706)
1町未満	計平均	99	396	325	395,954	91	362	311	351,653	8	34	14	44,301
			(4.0)	(3.3)	(4,000)		(3.9)	(3.4)	(3,978)		(4.3)	(1.8)	(5,538)
1町~5町	計平均	93	2,242	792	2,437,527	75	1,958	733	2,053,009	18	284	59	384,518
			(24.1)	(8.5)	(26,203)		(26.1)	(9.8)	(27,322)		(15.8)	(3.3)	(21,319)
5町~10町	計平均	17	1,139	413	1,311,508	14	932	363	1,043,816	3	207	50	267,622
			(67.0)	(24.3)	(77,115)		(66.6)	(25.9)	(74,517)		(69.0)	(16.7)	(89,207)
10町~20町	計平均	6	767	186	818,962	5	627	163	683,948	1	140	23	135,014
			(127.8)	(31.0)	(136,494)		(125.4)	(32.6)	(136,790)		(140)	(23)	(135,014)
20町以上	計平均	7	2,065	429	1,984,359	7	2,065	429	1,984,359	-	-	-	-
			(295.0)	(61.3)	(283,480)		(295.0)	(61.3)	(283,480)		-	-	-

山林所有者所得調

(1)

世帯番号	山林面積	経営耕地面積	農産物生産量								飼養家畜頭数							收購量	現金収入 (%)						
			水陸稲	麦類	甘藷	馬鈴薯	大豆	雜穀	蔬菜	その他	馬	乳牛	豚	山羊	飼羊	鶏	農産物販売		畜産	養蚕	給与	営業	林業	労賃	その他
1	町 7.2	2.4 ^天	石	石	X	X	石	石	X				1			8	X		20					70	10
2	9	3.1		4.7	450	70	2.3	8.3	150				1			15			5		40		50		5
3	1.0	2.4		2.0	200	50	0.1	0.1					1			3					100				
4	1.0	0.1		1.0					20							2					100				
5	2.0	2.4		6.6	300	50		0.8	60				1			2			10					80	10
6	2.5	2.8		5.0	300	50	1.0	3.5	60				1					10	10				10	70	
7	3.0	6.9	0.1	4.5	800	60	0.5	0.1					1				30		10	40	50				
8	5.5	5.6	0.9	3.5	220	130	0.3	0.5	37							4	19			10	90				
9	6.2	3.5	0.3	3.6	200	50	0.3	0.4	50							3	12			5	30				65
10	8.0	6.7	0.6	12.0	450	120	0.4	0.3	60	30 ^{30X}			7			15	58	25	25	50					

年次	山林面積	経営耕地面積	農作物生産量								飼養家畜頭数						家禽産量	現金収入 (%)							
			水陸稲	麦類	甘藷	馬鈴薯	大豆	雑穀	蔬菜	その他	馬	乳牛	豚	山羊	綿羊	鶏		畜産物取	畜産	養蚕	給与	営業	林業	労働	その他
11	町 7.0	4.5	1.0	15.0	400	20	0.8	20					1				50	10		30		10			
12	1.18	3.6	0.4	3.0	200	75	2.0	3.0	80				1				19	10	30			50	10		
13	1.60	1.5		4.0	280	60			100				1			2				100					
14	2.20	4.9		7.5	600	300	0.2	0.2					2			45		30		20		50			
15	3.15	4.2	0.1	4.5	350	200	0.1		50				2			3	12	20	20			20	40		
16	2.96	5.7	0.8	2.0	120	30	0.4	0.2	15				2			17	20	20	40			20			
17	3.00	4.2		10.0	300	70		1.3	100				1			6		5				95			
18	3.40	4.6		4.0	400	250	0.1	0.5	100				1			4	17	10	70			20			
19	3.00	3.0	1.0	7.0	400	80	1.0	1.0	100				1			2	23	1		75	1				
20	3.60	4.0		4.5	120	50	0.1	0.2		150 0.1 石			1			2	12	5	10	15		65	5		
21	4.60	5.6		8.6	600	150	0.2	0.3	130	2000 本			2				31	4	16	20		50			
22	4.00	8.1	4.8	14.0	500	180	0.4	0.5	150	25		1	2		1	20	53		32	18	12	38			
23	5.00	4.5		7.0	800	120	0.3	1.0	150				1							50		50			
24	5.07	5.5		5.0	400	140	0.4	0.5	100	25 47			2			2	27	2	7	13		75	3		
25	5.27	5.7		5.0	360	140	0.2	1.0	250				1	1		3	11	2	10	12	16	52	8		
26	5.50	4.1		5.5	300	60							2		1	10	10	12		3		85			
27	5.60	6.4		1.3	600	150	0.5			10 47			1	1		2	17	4	4	6	75	8	3		
28	6.40	4.0	0.4	5.2	200	60	0.2	0.1	100				1			4	21		5	7	53	35			
29	7.50	5.1		5.0	400	150	0.6	1.0	50				1			10		15			50	25	10		
30	7.65	7.7		7.0	450	120	0.3	0.2	200				2			20	25		5	10	8	50		7	
31	8.71	6.1		4.0	450	40	0.2	0.5	50				1	1			26		25	30		40		5	
32	7.92	4.7		7.0	300	150	0.2	1.0	150				1		2	3		10	10			80			
33	9.10	4.6		2.8	120	70	0.5	0.5	100					1		10			15		30	50			
34	10.36	4.5		5.0	400	150	0.2	1.2	60	12 47			1			6		5	10			95			
35	13.07	3.8		5.0	1000	100			20		1					3		3				80		17	
36	14.89	2.6		3.0	230	70	0.1	0.9	120	2 47						5						100			
37	15.79	4.7		6.0	1000	200	0.03	1.0	50	30 47			1	1		5	3	8	1	1	5	75		10	
38	16.36	4.0	0.2	7.0	300	100	0.3	5.0	50				3			10			5		15	80			
39	18.29	5.2		7.0	700	100	2.0	1.0	50				2	2		11	7	1	1	1	25	70		2	
40	18.07	6.0	4.6	9.0	750	150	0.4	0.6	150				1	2	1	10		5	10		15	70			
41	19.10	3.9	0.4	4.0	400	150	0.3	0.4	250				1			5			2		45	53			
42	25.50	5.8		9.0	600	150	0.5	3.0		15 14 15 47			3	1		8	20	5	10	5		80			
43	35.55	5.2		3.0	200	130	0.3	0.4	30				1	1		16			2			88			
44	35.06	7.3	4.5	14.1	600	200	0.03	2.2	200	3000 本			1	1		5		2	3			90		5	
45	42.00	3.7	0.7	7.5	180	90	1.6	0.2	60				1							10		90			
46	60.33	5.5		6.7	1630	630	1.4	24.5	215						2			6				94			